

仙 臺  
社 寺  
明 鑑

第壹卷

187

450

013704-000-2

187-450

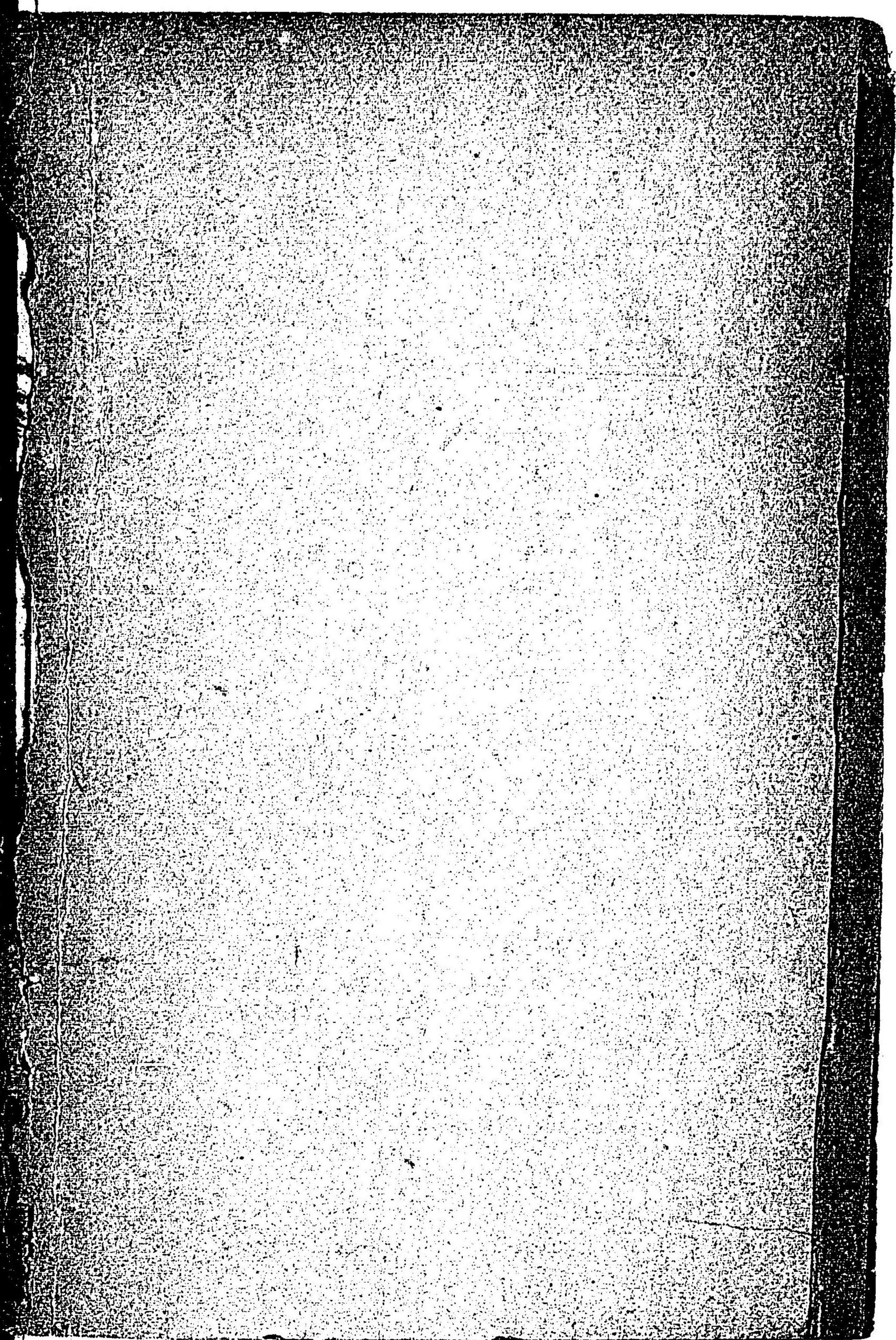
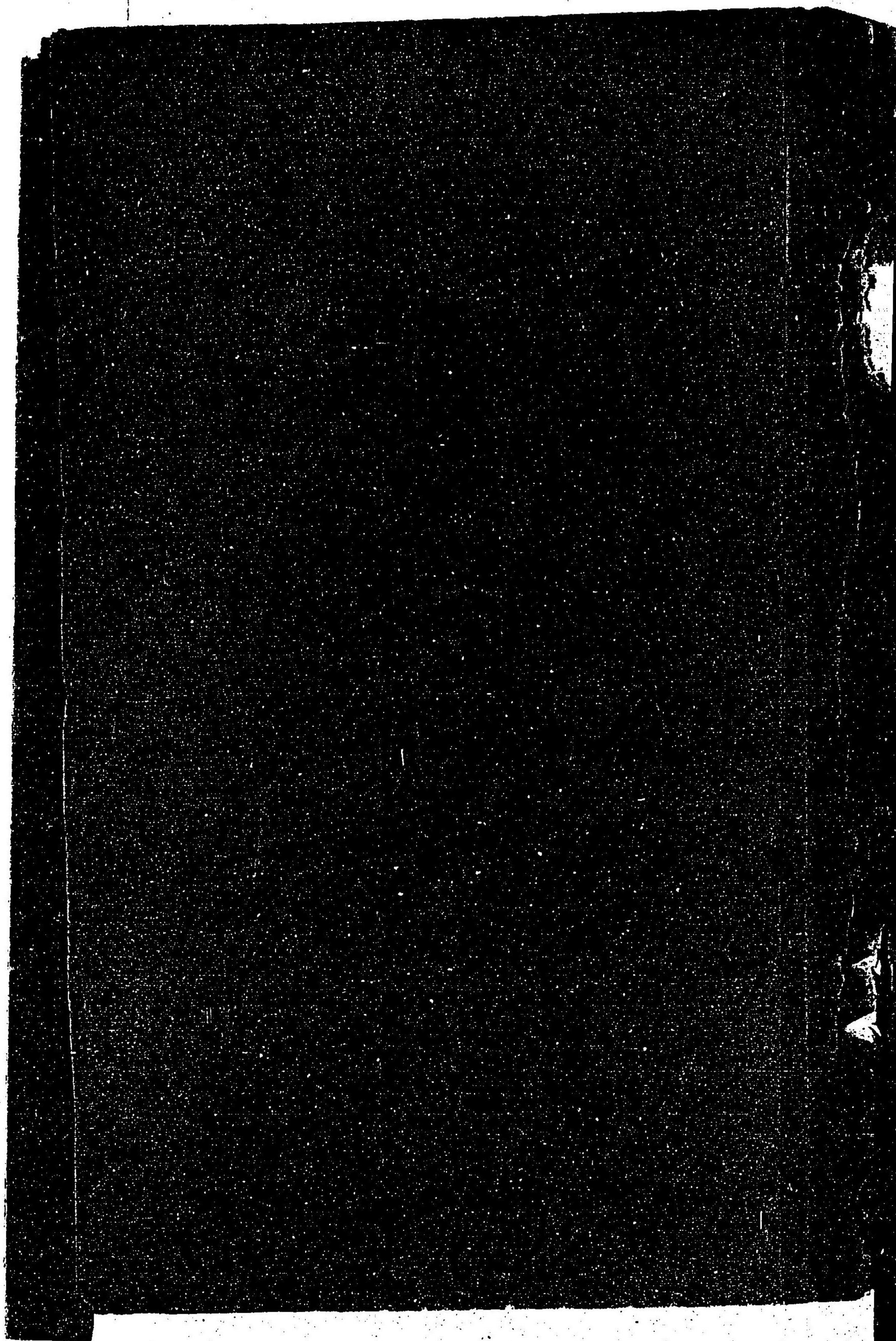
仙臺社寺明鑑 第1卷

内藤 弥一郎(穆堂) / 編

M39

ABA-0176





仙神社明鑑 第一卷

目次

題辭	序文	題歌	凡例	緒言	磯良神社	磐上神社	新宮神社	新宮八幡神社	箱石神社	白山神社	小田八幡神社	八郎為朝神社	羽黑神社	東照宮
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五

仙寺院明鑑 第一卷

目次

題辭	序文	凡例	緒言	保春院	保壽寺	報恩寺	法輪院	寶性寺	寶泉寺	日淨寺	中島遍照寺	中田遍照寺	東漸寺
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四

一 二 五 七 十一 十三 十四 十六 十八 十九

從五位 和達孚嘉君題辭  
 佐々木舜永君題辭  
 一條十郎君序文  
 鈴木貞次郎外貳君題詠

青葉神社司  
 竹駒神社司

仙臺 神社明鑑 第一卷



明治卅九年拾壹月

耕文堂藏版

後宇多天皇御製

河津神

玉川社字いまひて持

わら安原の

久心志きたる家

神は格思

不可得也

和子(和子)の御製

神之格思  
不可得也

和(子)心(子)書(子)後

和(子)心(子)書(子)後

敬惟  
惟神  
國臥



日寧

明江內年仲秋款

是活佳本壽



穆堂大人の著述せる神社明鑑に題するごとて詠める

神 祇 沼 田 仲

君の御祖たみのをやく日本の本の

たほきあいさき御社にます

全 熊 谷 直 良

天地ごかきりしらぬすへらきの

御代こそまもれあめちつの神

御やしろにひくしめ繩の一筋に

をろかみまつれ國の諸人

### 仙 社 明 鑑

緒 言

宮城縣知事は先年學校に對して其の市町村内に於ける鎮守神社の祭禮には必ず生徒をして參拜せしむべき旨を訓令せられあり蓋し神を敬するは即ち我が國体の然らしむる所なるを以て精神教育上忠君愛國の觀念と同一に此の敬神の觀念をも涵養せんと欲するの主旨に出づるや明かなりとす征露の戰役は我が國人をして一層敬神の念を盛ならめし神社に參詣する者をして益々多らしむるに至れり然るに是等の參詣者に向ひ試に其の參詣する神社は何神を祭り其の祭神は如何なる効績のある神なるを問はゞ呆然として答ふる所を知らざる者は比々として皆然らざるは無し教育の進歩せること今日の如くにして敬神に對する觀念の蒙昧なる此の如きは豈に遺憾の至りならずや況んや稻荷と云ひ明神と稱するは狐を祭つたる所なりと云ふが如き誤想を懐くもの往々にして之れあるに於てれや

今や新刊書籍の發行せらるゝもの頗る多しと雖も普く神社を記述し廣く祭神を説明する所の書籍の未だ發行せられたる者あるを見ざるは是れ國民をして敬神上渠れが如き蒙昧に陥り渠れが如き誤想を懐かしむるに至りたる所以にして是れ豈に斯道の爲めには一の欠點と謂はざるを得んや今日に於て祭神を知らんと欲せば古

事記に求むるより外に其の道なしと然るに古事記の書たる讀み難く解し易からず故に専門家にあらざれば其容易にの意義を得し難きものあり神社に至りては觀跡聞老誌名跡心風土記の如きの書籍なきにあらざるも是等は何れも二百余年若くは百五十余年前の著述に係るものなれば其の録載する所は方今の需用に過ぎざるもの多きと其の版本は容易に求め難きとを以て不便を感じ居る人尠なからざるを聞く是れ編者が淺學無識を顧みるに迫わらず自ら奮て本書を著述し之を發刊するに至りし所以なり本書の編著や固より杜撰なり其の責めは辭し難きを知ると雖も本書が聞老者名跡志風土記を一括して見ることを得るの便宜あると猶ほ是等諸書以外に多數の材料を蒐めたるは冀くは以て斯道の欠點を補ふの一助たらんことを期する所以なり茲に至りて編者は世の教育家に熱望せざるを得ざるものあり即ち世人の敬神上に於ける彼れが如きの意味を啓發し渠れが如きの誤想を矯正せんと欲せば先づ第一に國民教育の門に於てするを最良最善の手段なりとす是れ編者が本書を著述し之を發行する微意の存する所にして宮城縣知事が嘗て學校に對し訓令せる所の敬神上の趣旨を徹底するの一助となさん爲めに特に教育家の參考に供し第一に兒童に教訓せられ其の教訓は延て一般の世人に及ばし遂には彼の敬神上の意味を啓發し誤想を矯正し正當なる觀念の上に神を信仰崇敬するに至らしめんことを是れなり

仙臺神社明鑑

耕文堂 内藤穆堂編著

磯良神社

仙臺市南町 鎮座 無格社 社掌(兼務) 富倉辰平

一 祭神 底筒男命 中筒男命 表筒男命 一社殿 間口壹間三尺奥行貳間 一境内 五坪民有地第一種

一 祭日 毎年陰曆六月十五日 一 信徒惣代 中島兵藏 小山虎一 岩松文吉

一 由緒 神社明鑑に依りて由緒不詳と雖も享和年中清水惣太郎なる者同國加美郡一の關村鎮座磯良神社の分靈を勧請すといふと有り△本社縁起を按ずるに征夷將軍阪上田村磨の勸請なり永正二年(四百二年)前八月大崎城主大崎左京大夫義兼志田郡松山の城主松山治部大輔治次を討たんとて出馬せしに十一日より雨降

り續きて十五日は殊に甚しく降り鳴瀬川増水して渡る可き様なれば還田郡不動堂村に宿陣し翌十六日早天候して渡らんとすと雖も水勢強く浪逆立ちて渡り難く如何せんと此方の岸に控へ居りしに其日の軍奉行中里豊後が船に何處よりか來りけん十二三の童兒乗移り棹を執りて向の岸に漕きつけ其他の船は綱を執て引き着ければ頓で松山城を攻落したり然るに其の童兒の振舞ひ凡人よあらざれば之を尋ね問はれんとせし



に行方知れずなりしかば十七日義兼古野館に凱陣せり然るに十八日黄昏に及んで前の童兒忠後が家に來り前日松山攻に船を渡して勝利を興へし者は一の關磯良明神なりと云ひて行方見へずなりけり豊後即ち之を義兼に告ければ其報謝として社殿を造立し祭田を寄付して尊崇せり△其後義兼の孫左京大夫義隆天文十九年桃生郡辻堂の城を改めし折りも堀深くして渡り兼ねしに一人の老翁一艘の船を漕ぎ來り侍大將一栗左近を乗せて堀を越ければ左近先頭して城を攻落せり戦ひ終りて其の老翁を尋ねしに船も翁もなく水際に白幣のみ残りありたり是れも亦た磯良明神の加護なることを悟り愈々信仰を厚ふせる旨見えたり然るに大崎家滅亡の後は祭田の寄付も没收せられ昔日の如くにはあらざれども今に尙は信仰する者夥しき神社なり△今清水惣太郎なる者當社を勸請したる所以を尋ぬるに惣太郎は寛政享和の頃(約百十餘年前)南町にて今當社の鎮座せる屋敷内に居住し青物行商を許可するの業を營み至性敬神の念厚き者なりしが一朝發願の事あり加美郡一の關村なる本社より月詣をなせり然るに惣太郎漸く年老たるを以て寒風雨雪の際なごよ其困難を極むるの状見らるに忍びさりしものありしかば社掌は分靈を惣太郎に與へたり惣太郎大に之を喜び即ち之を奉して自宅清淨の地に社殿を築き之を祭れり然るに惣太郎は此の發願を起してより其持病なる腰痛瘧へ健康の身となりしを以て世人之を傳へて當社の神は腰より下の病に効ありと爲し信仰する者漸く多きを致せりと云ふ△明治の初年より櫻田如水氏社掌となり奉仕せしが明治十五年の例祭を執行せんとせし時惣太郎の後裔某と意見を異にし社掌を辭したり然れども惣太郎の後裔某等は神職なきも祭事を執行せんとせし

に偶々警察署の聞知する所となり且つ衆庶の参拜を許さざる私祭なるを發見せられ即ち其祭事を差止められしかば町民等大に驚き同町の有力家若生倉造小西儀助黒田榮助鈴木喜三郎宮城吉右衛門の諸氏等相協議して當社を公祭にせんとし之を巖に辭職せる櫻田氏に闘りたるに櫻田氏は再び之を引受け其筋に向ひ大に盡力奔走する所あり遂に公許を得て町内の鎮守とするに至れり世人當社を呼ぶに「かつば」神と云ふ蓋し本社は字名を川童と云へる地に鎮座せしとせしと神靈嘗て童兒と現はれ舟を渡したりと云ふ縁起あるを以ての稱ならんか

## 磐上神社

仙臺市堤通 鎮座 無格社 社掌 三浦新四郎

一祭神 表筒男神 中筒男神 底筒男神 一社殿 間口壹間奥行壹間 一拜殿 間口貳間奥行壹間半

一石ノ間 間口壹間奥行壹間 一境内 二十四坪餘 一祭日 毎年十月六日

一信徒惣代 青野好秀 松谷勇吉 齋藤寅之助 奥田與七 中野萬吉 吉川秀吉 鈴木直記 最上正一郎

伊澤平吉 加藤榮次郎

一由緒 神社明細帳には「勸請年月知るに由なしと雖も一小祠あり往古大明神と稱せしも額廢ふ至らんとせしを維新の際磐上神社と改稱し信徒協同之を再興崇敬せり」と有り△然るに堤通梅田川畔に昔時伊達家の

鐵砲組が鐵砲を稽古せし所あり其境内に古くより一小祠あり之を雨宮神社と云ふ相傳ふ往昔源義經の奥州に下るや偶々此地を過きり神を祭り之を雨宮神社と稱せりと先年沼澤與三郎氏其荒廢を憂ひ其附近の篤志家に圖り其協力を以て社殿を建築せり是れ専ら當町附近の鎮守と爲さんとするの意なりき因て之を縣廳に出願したるに縣廳は新に神社を建設するを許さざるの方針なるを以て社殿は出來せしも衆庶の參拜を爲さしむる能はず其後沼澤氏も物故せしを以て其儘となり居たり△明治三十五年の事なりき青野松谷氏等頗る之を遺憾とし三浦社掌に圖りたるに同社掌は磐上神社を遷坐するの得策なるを説き示せしかば青野松谷氏等も其希望専ら鎮守を得るゝ在りければ其説に同意し遂に之を出願許可せらるゝに至れり青野松谷氏等に之を喜び直に其遷座再興を附近の篤志者に圖りたるに齋藤寛藏氏は其屋敷地内の畑地二十四坪餘を割き寄付せられたるを始めとし其他續々金員を寄付せられたれば即ち茲に從來の社殿を移し之を石の間とし更に社殿拜殿等を新築し雨宮神社は假りに之を合祀し後年時機を見て其合祀を出願することとせり本社を遷座し再興するには其費額百餘圓を要し是等の金員は惣代諸氏を始め吉川秀吉、中野萬吉、兒玉金治、作並英馬、櫻井胞治、齋藤寛之丞、堀江幸吉、松谷とよ、青野胞代、三浦新四郎等の諸氏を重なる義捐者とす而して是等の諸氏は明治三十七年來敬信講なるものを組織し金員の支途を講じ其餘金は貯蓄して基本財産と爲し尙ほ之を増殖せんか爲め毎月貯金し居れり眞に熱心なる人々と謂ふ可し

## 八幡神社

仙臺市新弓町 鎮座 持主 原谷與右衛門

一祭神 譽田別尊 息長足姬命 布施定安 一社殿 間口一間半奥行二間 一境内百坪餘

一祭日 毎年陰曆九月一日

一山緒 當社は享保二年(百九十年前)布施備前なる者伊達家の藩用を帯び京都に至るや男山八幡宮に參詣し其分靈を請け歸り來りて之を當町に祭り當町弓組一同の氏神となし其武運の目出度を祈らしむ之を當社創建の濫觴と爲す然るに當社は獨り八幡大神を祭るのみならず副神として當町弓組一同の大恩人たる布施定安をも合祀せり是れ抑も當社由緒の存する所にして當社は今や衆庶の參拜を許されざるも其由緒は到底其儘棄て去るに忍びざる者あり是特に茲に掲ぐる所以也△布施定安は刑部又は和泉と稱す青山獅山の二卿に歴仕し職を奉すること勤敏にして郡宰より執政に昇り職に在ると三十年の長き及び正徳四年老を以て致仕す獅山卿其勤勞を賞して養老資米三百石を賜ふ退後養髮して白水と號し享保二年五月没す年七十一歳なり定安在職中屢々祿を増して三千石に至り班を著坐に列せられ本吉郡柳津村を領す定安自ら思ひらく非才拔擢せられて此高祿を忝ふす我か家は二千石にて足れり他の一千石を割きて君家の恩に報ゆるに若かずと即ち一千石を以て弓手一組三十六戸を増置し緩急の用に供せんと請ふ獅山公之を納る明治の初年まで新弓町に住せる卒族是れなり故に仙臺志料にも『此輩恩に感し祠を建て之を祀る』と見えたり是れ單に布施定

安のみを祭るの云へにあらすして八幡社内に合祀したるを謂ふなり因て案するに當社の祭神は八幡大神と主神とし布施定安を副神とせられたるなり其證據には其當時布施定安の神靈と安置せるもの今に現に當社殿内に存在するを見る是れ争ふ可からざる唯一の證據なりとす△當社は之を祭祀せる享保の昔時より明治十年の頃迄は當町南側にて長町通角より西二三軒目の裏より七八軒目の裏まで長方形の弓術稽古場あり其場内の東隅は即ち當社の境内なりしなり然るに該地は明治の初年一時官有地となり其後拂下げらるゝや一私人の有となり當社を置き難き事情出来せしを以て明治十年の頃今の地に移轉せり此地も今は原谷氏一人の有と爲り居るも昔時當弓組の共同使用地なりし緣故を以て遷座せるなりと云ふ(弓術の演藝に付ては小田原八幡社由緒を參看すべし)△明治の初年までは布施講と云へる名稱の下より一方には毎月の月次祭あり且九月一日には大祭を執行し一方には定安の命日たる十八日には必ず組内より二人づゝ毎月墓參するを例とせり然るに明治の初年迄は伊達家の時代と置かれたる當町三十六軒の弓組は依然として存在せし其後變遷甚しく今や昔時の弓組もて當町に残り居るは原谷安三郎、増子幸八、高橋儀藏、吉岡富吉、菅野辰三郎、加藤清吾の六氏のみなり中に就て珍らしきは高橋儀藏氏にて本年八十歳の高齡なるも鏝鏢として其健康壯者を凌ぎ毎月十八日なる定安の命日には必ず徒歩して案内まで墓參し嘗て一回も怠りし事なしと云ふ奇特の人と謂ふ可し△當社は明治十七八年の頃縣廳に於て神社取調の際其取調漏れ居たりと云ふ理由を以て近年衆庶の參拜を許されざる事と爲りしは現に當町内に居住し居る者の頗る之を遺憾とする所なる

於て明治三十七年二月衆庶の參拜を許可せらるゝ様願出たるも今日に至るまで何等の指令なきは縣廳に於ても當社の由緒たる到底ムザ／＼排斥し去る能はざるものあるを以て其詮議に歲月を要せらるゝならんか惟ふに取調の際漏れたりと云ふは取調者其者の過ちなり取調者の過ちの爲めに二百年來立派に祭祀し來りたる神社を一朝にして奪ひ去るは無稽も亦た甚矣と云ふ可し況んや當社は二百年來の祭祀ある事實歴々として證據の存するものあり冀くは縣廳に於ても信徒の渴望を容れ速に許可せられん事を熱望の至りに堪へざるなり

### 箱石神社

仙臺市成田町 鎮座 無格社 社章 山内龜藏

一祭神 高麗神 一社殿 一間四面 一拜殿 間口三間奥行二間

一石の間 間口一間奥行一間半 一社務所 間口二間奥行三間半 一神樂堂 三間四面

一境内 百九十三坪五合二勺民有地第一種 一祭日 毎年陰曆四月十九日

一境内 八幡神社 祭神 應神天皇 一信徒惣代 三浦龜吉郎 猪狩專藏 山内末治

一由緒 神社明細帳には「同國桃生郡成田村人民若干仙臺藩祖伊達政宗に仕へ此地に移住す故に町區を割て成田町と云ふ慶長十八年(二百九十四年前)伊達氏に請願し故郷氏神の分靈を勸請すと云ふ」と有り又同帳

桃生郡成田鎮座の本社には『花和天皇の貞觀五年千四十四年前陸奥介從五位上阪上大宿禰高道蝦夷と戦ひ不利して此地を卒す遺憾の怨靈龍に化し烈風雷雨を彌て歇ます澤水山岳に溯り穴居巢住の蝦夷之を防ぐに困む夷會議して曰く是れ誠忠の貴族を害せし之の報なりと深く悔悟の情を起し其靈魂を慰め又此神を祀て風雨鎮靜を祈りしと古老の口碑に傳ふ』と有り△神社明細帳には當社の祭神を倉稻魂神と掲げ同帳桃生郡成田鎮座せる本社祭神は高禰神と有り兩社は本末の關係あるにも拘はらず其祭神を異にするは是れ明細帳編輯の疎漏に出でしものと謂ふ可し夫れ本社に於て高禰神を祭りしは烈風雷雨を彌て歇まする不順の氣候を回復せしめんとしたるなり蓋し氣候の回復を欲するは穀物の凶作を恐るゝに出つ故に其神徳は兩者相同じからんとす是れ典故に通せざる者の誤解し易き所なれば本書には明細帳に倉稻魂神と有るを訂正して高禰神と掲載せり是れ其由緒より考へて至當の祭神なりと信じたるを以てなり

△爰に箱石神社の由緒を記するに當り成田町の基因を述ぶるの要を認む抑も當成田町に居住する伊達家の世臣はもと葛西氏の家臣にして桃生郡成田に住せし者なりしが葛西氏滅亡の後伊達家に於て之を祿し足輕の班に列し家俸三人口を興ふ當時其村に止まるも其一家を支持し得る者は其儘歸農せしも遂に家祿を失ひ恒産の以て其一家を保持する能はず浮浪の身と爲り居る者は來りて伊達家に臣事す其數六十八戸あり伊達家にては之れを二組とし屋敷を興へて當町に住せしめらる成田町の稱これより出つ之を慶長年間のことす或は曰ふ政宗卿狩野に出つ數十人の浪士一團の群を成して通行する者あり卿侍者として何者なるかを問は

しむ彼等答て曰く吾等もと葛西家の舊臣たり同家滅亡後浮浪の身とあり今や業を求めて職に就かんとするものなりと卿之を憐み即ち祿を興へて足輕の班に列し屋敷を割りて當町に住せしめらると而して前記六十八戸の内今日に至る迄其後裔の當町に残り居るは猪狩専藏、山内龜藏、千葉甚三郎、國分庄六、勝又友治三浦龜吉郎、小山十郎平、沖津安治、勝又與三郎、西條忠八、若生善治等の諸氏なりとす

△此の如くにして成田町は創設せられたり爾來歲月を閱するに従ひ彼等は一家の幸福と町内の安全とを祈らんが爲め鎮守神社を祭祀するの要を感ずるに至れり即ち町内相協議して伊達家の聽許を得て此町内に於て唯一の敬神家なる若生菜の邸内に桃生郡成田鎮座箱石大神の分靈を勸請せり蓋し此箱石大神は町内一同の祖先が其郷里に在りし時厚く之を信仰したる神なるを以てなり之を慶長十八年の事なりとす爾來若生家より於ては世々奉仕し來り町内に於ても毎年の例祭には盛んに祭典を執行し其他年頭歳晚又は明神祭の時の如きは袴を着け儀容を正ふして參詣するを例と爲し創立以來慶應の末年より至る迄二百五十五年間嘗て一度も絶ゆる事なかりしと云ふ

△其後明治維新之際し當町内に於ても遂に世祿を失ひたれば一家の方嚮に迷ひ途には流離する者續出する有様なれば當社の如きも自然參詣者の跡を絶ち漸く衰頹し去り僅に其舊形を存するのみとなれり然るも明治六年の事なりき山内林右門氏其抱地に巢を作り兒を産める狐を襲ひ其兒狐を捕へて之を殺戮せり此事は忽ちにして山内氏に非常なる刺撃を興へ山内氏も爰に深く感ずる所あり心を傾けて箱石神社に奉仕せん

ことを期せり是より先き山内氏は酒造を以て家業とせしが爾來之を廢止し一意専心神社に奉事し亦他に餘念あかりしかば神社は日に増し繁榮するに至れり其後明治八九年の頃若生氏は其屋敷を賣却する事となりたれば山内氏は之を償ひ求め益々厚く奉仕せるより其信徒を増加せしこと夥しく從て祈禱を乞ひ或は獻膳し來る者多く門前常に市を爲して參詣する者あるに至れり

へ明治十六年おは小野直衛、谷井源兵衛、谷宇兵衛、福島新右工門、入木留吉氏等の如き熱心なる信徒の賛成を得て社殿拜殿等を改築するの目的を以て建堂講と稱する信徒の團體を組織せり此講は事情ありて十分の目的を達するに至らざりしも社殿拜殿を建築する丈けの材木は之を購ひ残すことを得たり其後久しく此材木を貯へ置き時機の至るを待ち居りしが山内氏は頗る之を遺憾とし明治二十八年奮然として建築に着手し其工事は翌二十九年に亘りて落成の功を告ぐるに至れり其工費三百餘圓材木購入費を合して五百餘圓を要せりと云ふ此時信徒中より寄付せられしもの、内其重なるものを擧ぐれば金參拾圓高平てる金貳拾圓椋山壽三郎金拾五圓八木留吉樺一本高平千宇平御名立額一面鎌田甫山等の諸氏なりとす△當社建築の任に當りし棟梁を佐藤利吉氏と云ひ其技術優秀を以て稱せらるる故に神社寺院の建築には多く招聘せられ金華山を始め金比羅、矢先、白鳥、神明、保食の諸神社より藥師堂の修理に至るまで何れも斯道の達人として其の任を托せられざるものなし蓋し獨得の技能あるを以てならんか△明治三十二年信徒八木留吉、熊谷長十郎、竹中次左衛門、竹中竹之助、草亥之吉、小野利信、庄司長六、佐々木專吉、森民五郎、武田清三郎、

伊藤清慎、齋藤清太郎、齋藤庄五郎、上田平三郎、八木吉三、山内末治、山内兵吉、小畑喜七、新山信之、小池友三郎、庄司梅吉、太田仁平、三瓶重吉、庄司新吉、只野運吉、嶋原よう等の諸氏より金貳百貳拾圓を寄附せられたれば拜殿の屋根を瓦葺とし且つ神樂堂一棟を建築し殆んど完備するに至れり其拜殿の宏壯なる神樂堂の廣潤なる仙臺市内同格社中松尾神社を除きては其右に出づるものなし山内氏の當社に盡瘁せられたるの功偉なりと謂ふ可し而して山内氏を補翼せられたる諸氏にして其功の特に録す可きものあるは小野寺元吉、三浦壽得吉、八木留吉、高平千宇平、小畑喜七、阿部新三郎(河原町)三春卯之助、本郷金治、谷宇兵衛、菊田榮五郎等の諸氏なりとす

### 白山神社

仙臺市木の下 鎮座 郷社 社司 沼田 仲

一祭神 伊邪那岐神 伊邪那美神 菊理比咩神 一社殿 間口貳間二尺二寸奥行一間四尺 一拜殿 間口三

間二尺五寸奥行二間 一境内 千四百二十六坪官有地第一種 一祭日 毎年陰曆三月三日

一信徒惣代 伊藤清慎 熊谷恒吉 松本俊巖(以上新惣代) 渡邊仲右工門 茂木安勝(以上前惣代)

一境内社 八幡神社 祭神 譽田別尊 雷神社 祭神 大雷神 天神社 祭神 菅原道真

一由緒 神社明細帳より「往古より白山の神祠は園分木の下にあり何れの代より此地に祭れるや詳な

らず然れ共古く宮城野國分の鎮守として遠近崇敬すと見えたり天平九年(千七百七十年前)聖武天皇此地に國分寺を創立し玉ひ十八伽藍を安置す文治五年(七百十八年前)八月源賴朝藤原泰衡征伐の時兵燹に罹り社殿等悉く焼亡す其後興廢あれ共天正年間約二百三十年前國分彦九郎盛重食邑の管内に屬するを以て舊跡に就て社殿を建造し古例に隨ひ三月三日神事を行ふ盛重滅亡に及び後伊達家代々崇敬す明治四年七月郷社に列すと有り△封内風土記には「白山權現社は城東の木下に在り何時の勸請なるを詳にせず傳に曰く往古よりの大社にして國分寺十八伽藍の其一なり後鳥羽帝の文治五年八月十二日賴朝の東征せらるゝ時兵燹に罹り灰燼と爲る其後國分能登守之を造營し毎歲三月三日神事あり家臣をして流鏑馬を射せしむ明正帝の寛永十七年(二百六十七年前)義山君之を再造し爾來歷世修補を加ひ祭日には國分家の舊臣をして古例の如く流鏑馬の式を行はしめ祭田十八石を寄附せらる」と有り△奥羽觀跡附老志には「白山神祠は善遊堂の東林中に在り白山は乃ち神書に曰く伊弉諾尊伊弉册尊の所に至て曰く吾當此國に留て共に去る可らずと時に菊理媛命白事あり伊弉諾尊聞て之を善しとす乃ち散じ去ると啓蒙に曰く白山姫神社は加賀國石川郡に在り一の宮記に曰く伊弉並尊なり上社は菊理姫と改曆に曰く靈龜二年丙辰形を顯して曰く我は當山の地主伊弉並の垂跡ありと又左峯に老翁現じて曰く吾は白山の補佐なり小白山と稱すと又右峯に老翁現じて曰く白山の彌なり即ち大已貴の垂跡なりと何れの代より此地に祭るを詳ませず△爰に當社は志波彦神を祭りしならんとの一節あるも此說非なるを以て之を略す△此神祠にては三月三日を以て祭禮を行ふ浮屠の徒之れ

を奉じ神人之れに従ふ是より先二月廿五日騎射の輩は司なる堀江氏の宅に會して魚鳥の饌を享け之を深齋會と曰ふ是より相共東溟濱に行く之を濱齋と曰ふ各潮水に浴して還り直に馬場本の坊舎に入る俗に之を齋屋と云ふ豫め齋戒す三日午の時國分寺の僧徒なる學頭院主別當は二十四坊を率ひ白山の拜殿に讀經し神人は社前に舞蹈す然る後流鏑馬五番あり此れ祭禮なり古來地主國分氏之を司る舊例に依て其故家遺族の臣之を勤む俗に之を國分士と云ふ△其次列は森田鶴谷北目の三氏世々之を預る鶴谷氏相繼て騎射に精し此日毎々人を驚かす其體勢は女衣を襪して素袍を表し組槍笠を戴き鹿皮の行鷹を佩び彫弓を携て駿馬に乗る古の所謂羽獵の舊制なり之を狩裝束と云者是なり割槍板を以て之を並べ竹を以て之を挿み的工作此的を拜殿の以南に設けの司堀江氏は此に立ち射徒は馬を社畔に並べ太鼓を擊て其招を待ち司相窺て金扇を揮揚して之を麾く是に於て鼓聲を急にして馬を進む馬は奔馳して飛が如く射徒は矢を發し去る他の二騎も亦先騎の如くす乃ち其的を擧げて衆群稠人の中に投すれば名取宮城兩郡の農夫は豫め黨を結び隊を作して檢贏を期す此時や一直に臂力を逞ふし一味に心肝を出して之を南北に争ふ勝負も因て其年租の豊凶を驗する所以として古よりの例あり△此義畢て僧徒神人は善遊堂の拜殿に至り太平樂龍王納蘇里等の舞蹈あり太平樂とは僧徒戎衣を着け白刃を取て舞ひ龍王納蘇里とは神人假面を被て舞ふなり是より其徒は堂上を巡行して之を畢ふと有り此祭式中的争ひは後年劇烈となり遂には死人を出すに至りければ後には兩郡一年おきに之を取るごとくなりしと云ふ△斯日や州人群を爲すこと尤も願しく堂下社邊は商賈は市を成し男

女は堵の如し時に暖霏は融々として彩霞は簇々たり樹間の白櫻と林中の辛夷とは尤も愛す可し野外に翠を拾ひ原上に青を踏む者殆んど踵相望み晚來家を醉人を扶けて歸るとは祭時の氣候と祭典の盛況と當時に於ける四邊の景色と衆人の祭禮は歡喜し神酒に酔ふ太平の民たる有様を形容したる文字なり故に當社の祭日は市内各社中の魁けなれば特に意を用ゐたるもの、如く伊達家の時代は五百石以下百石以上の藩士にて此祭事のみ關係し居たる者數十人ありしと云へば伊達家にては如何に此祭事を重んじ且つ盛況なりしかは想像するに餘りあるなり△聞老志は佐久間洞巖が享保四年に著す所今日より之を顧みれば百八十八年の昔時に屬せり其記述する所頗る詳密を極め當時其祭典の如何に盛んなりしかは之を讀んで推量し得らるゝなり之を古老に聞くに洞巖描く所の盛況は慶應の末年迄繼續せりと明治の世と爲るや其祭費の如きは其時々信徒より仰ぎ居るを以て祭典の際には昔日の例として流鏑馬と太平樂を執行し居るに過ぎず而かも潔齋會の如き瀆齋の如き馬場本の坊舎に入るが如き祭日の前々より行はるゝ所の式は費用の支途なきを以て之を省畧し僅に其畧式をのみ演奏する事と爲り居れり然れども當社は由來古社なり仙臺市より宮城名取の各郡に亘りて信徒頗る多し時運の際會するあらば豈に昔時の盛觀を回復し得るの期なしとせんや冀くは社司其人と地方信徒の奮勵を待んのみ△境内八幡社及雷神社は天平九年聖武天皇國分寺御建立の時十八伽藍を安置し玉ふ時の各一社なりと又天神社は勸請年月詳ならず古老傳ひ云ふ衛全郡小田原村に鎮座なりしを木下藥師堂境内に遷座し明治七年三月再び當境内に移轉す三社の建物は何れも一間四面なり

## 八幡神社

仙臺市小田原弓町鎮座 無格社 社掌(兼務) 三浦新四郎

一祭神 應神天皇

一社殿 間口一間奥行一間半 一拜殿 間口二間奥行一間半

一境内 百八坪民有地第一種

一祭日 毎年陰曆三月十五日 一信徒惣代 齋藤清太郎 安藤吉太郎

一由緒 大宮勇太夫 山木富治 黒須田金次郎 石垣榮治 鏡 芳淳

一由緒 神社明細帳には「康平中(約八百四五十年前)長民部之亟諸能奥州東栗原郡迫の郷長部之莊に勸請して氏神に祭る所なり諸能没落後其男長若狹之助諸門なる者浪人となり此地に居住し之を遷座せしと其後伊達政宗仙臺城に移るの後當地を小田原弓町と名け足輕一組を備ひ置き此神を祭らしめ年々三月十五日を以て祭日と定むと古老の口碑に傳ふる所なれ共文化四年(百年前)三月五日火災に罹り社記焼失詳なるを知るに由なし」と有り△伊達家の時代には御弓組と稱する足輕三十六軒を當町に住せしめらる昔時は三弓の町と稱して當町の外に上弓町と新弓町の二ヶ所あり何れも足輕中の弓組を分住せしめらる當町は是等三弓町中よて最も初めに置かれたる所なりと云ふ△當町の足輕は戦時在りては弓を携へて從軍する家業なるを以て常に弓を射るを練習するの要あり然るに彼等の當町は住居せしめらるゝや當町には古來武家の氏神なる八幡大神を祭りあれば是れぞ武運の目出度を祈るに適當の神社なりと即ち回社を崇敬し其境内に射的場を設け當組中の少壯の輩は二六時中其稽古に努めたり其射塚は拜殿の前庭居の東南隅に方々今日尙ほ其遺

跡を存せり伊達家の制にては毎年一回兵具方より武頭を臨場せしめ其技藝の練否を檢するを例とせり其式は極めて莊嚴なるものにて當町の足輕三十六軒の者は悉く出場して其技藝を演習せるは頗る壯觀を極めたりとは云ふ△當社の境内明治の初年官有地とせられ其後拂下げられて四寇友三なる人の所有となり居りしが其後四寇氏より入江某に賣却せられ入江某は之れを土賣業を營む某に賣却し將に穴屋敷とせられんとするを偶々當町の遠藤彦三郎氏之を聞知し其趣きを當社の信徒惣代なる齋藤清十郎、安藤吉太郎、本宮勇太夫氏等に告げたれば惣代諸氏は三浦社堂とも闘り百方周旋の上漸く代金六圓五拾錢を以て町内の共有地と爲すことを得たり之を明治二十五年一月の事なりとす△今の社殿及拜殿は約五六十年前の建築にして今や朽壞甚しく到底神威を保持するに足らざるを以て數年前より改築の議ありしも當社は由來小田原全部の總鎮守たるも境内より弓術稽古場を設け置きたれば久しく當町のみよて世話し來りたるを以て當町のみの鎮守と誤解し居る者多く容易に其資金の得難き苦しみ居りしが征露の役起りてより仙臺市内は勿論近きは宮城名取の兩郡より遠きは數十里の各地よりも參詣する者多く殊々小田原は軍人の巢窟とも謂ふ可き有様なれば其信仰は一般の厚さを加へ居り密に改築を希望し居る者多きも凶作の爲め遠慮し居る内却て他町他地方の人より進んで出資を申込み來り其施設の急行を促かざるゝが如き時運に際會し居り當春中も當社に於ける熱心なる信徒山木富治氏（七月より惣代と爲る）等より約三百五拾圓位の程度を以て之を改築しては如何との相談を受けたる程なれば時機已に熟し居るを以て遠からず其計畫と實行せんと三浦社堂齋藤惣代

等は今や専ら其準備中なりと云ふ△當町足輕三十六軒中今に從來の屋敷を有し居住せるは齋藤清十郎氏のみよて外には安藤佐々木兩家の居住するのみなりと云ふ明治に入りて三十年來の變遷も亦た太たと云ふ可し

## 八郎爲朝神社

仙臺市川内中の瀬鎮座 無格社 社掌 三浦新四郎

- 一祭 神 鎮西八郎爲朝 一社 殿 間口一間半奥行一間 一境 内 十八坪官有地第三種
- 一祭 日 毎年陰曆三月十五日 一信徒惣代 關 勝次郎 高橋 茂吉 佐藤 萬吉 石川喜代松 日
- 下 善七 平島 雄三 山下長治郎 渡邊平右工門

一由緒 神社明細帳に「由緒不詳」とあり△今口碑に傳ふる所を記さんに文化四年（百年前）落船北海道を擾亂するや幕府は仙臺藩をして擇捉國後を衝成せしむ此の時に當り中村日向は奉行の職に在り柴田對馬を選抜して其任に當らしむ對馬は其の命を奉じ將路程に上らんとするや日向と闘り當社を祭り武運の目出度からん事を祈れりと云ふ蓋し鎮西八郎爲朝は古今無雙の勇武にして向ふ所に能く敵する者なく嘗て鎮西に在りては到る處に諸豪を征服し殊々其の偉勳とする所は遠く南溟に涉りて琉球を征服せる所の雄圖なりとす其の奇謀妙算神の如きものあり後世の武士をして追慕して措かざらしむ是れ對馬等の今や遠く北溟に航し



て外敵を防禦せんとするに當り茲に爲朝の神靈を祭りて其發程の前途を祈りしものなる可し△明治の時代に入りて以來は中村柴田等の大家信徒を失ふも川内中の瀬附近の鎮守として此の地方人民は厚く信仰せらる

### 羽黒神社

仙臺市北山町鎮座 無格社 社掌(兼務) 庄司忠輔

- 一 祭神 倉稻魂命
- 一 社殿 間口一間半奥行二間 一石の間 間口一間奥行一間半
- 一 拜殿 間口三間奥行二間 一境内 百平九坪官有地第三種 一祭日
- 一 信徒惣代 千葉恒次郎 菊田 利貞 庄司 献治(新惣代) 千田 金藏 濱田 廣助 早坂 平内(舊惣代)
- 一 由緒 神社明細帳には「勸請年月を知るに由なしと雖も元福嶋縣下信夫郡福嶋北陵に鎮座ありしを寛文十年(二百三十七年前)の夏伊達綱宗(青山公前名)當所に遷座すと云ふ」と有り△奥羽觀跡聞老志には「羽黒神祠は府の城北に在り相傳ふ祭る所は倉稻魂なりと往昔伊達郡に在りしを清和帝の貞觀中(約千年前)之を建て、以て伊達米澤三春の鎮守と爲す黃門君此に遷す文永中(約六百四十年前)北條時頼微行の時亦た其の社に入りて平安を祈ると云ふ」と有り△封内名跡志封内風土記の兩書に記載する所も亦た聞老志と同じ但し此の兩書には北條時頼の當社に祈願せる事を記載せざるのみ△明治の時代となりては北山町附近の鎮守

として其の地方人民に厚く崇敬せられ今日に至れり前に掲ぐる所の新舊の信徒惣代諸氏は一期ごとに更迭し奉仕するの例となり居り何れも能く當所の爲めに盡力せらると云ふ

### 東照宮

仙臺市北六番丁鎮座 郷社 社司 一條十郎 社掌 熊谷直良

- 一 祭神 徳川家康
- 一 一什寶 家康公肖像一体 同畫像一幅(探幽筆) 吹流三本 弓二挺
- 一 矢六本 高麗犬二軀 几帳一臺 突建一枚
- 一 社殿 間口三間奥行二間
- 一 拜殿 間口五間奥行四間 一唐門 間口一間半奥行一間 一樓門 間口四間奥行二間
- 一 社務所 間口八間奥行三間 一神饌所 間口六間奥行三間 一板倉 間口二間半奥行三間
- 一 神樂殿 間口二間奥行三間 一手水屋 間口一間奥行二間 一寶殿 間口四間奥行二間半
- 一 境内 八千四百五坪官有地第一種一祭日 毎年陰曆九月十七日 一名 木 葵 大木二本
- 一 信徒惣代 關 養治 我妻 駒藏 伊藤 清吉 鹿野助三郎 相澤儀兵衛 及川勝之助 阿部 助吉 及川 健治 榊 新助 佐竹清五郎
- 一 由緒 神社明細帳には「承應三年(二百五十三年前)三月伊達忠宗勸請明治十二年五月郷社に列す」と有り

△封内風土記には「後光明帝の慶安三年(二百五十七年前)十八世義山君神君の宮社を府内に建てんと請ふ大樹之を許す是を以て其地を城北の良隅に擇びて土木の事を起す同帝の承應三年に至り落成す族臣石川大和宗弘をして神輿を江府に迎ひ最致院權僧正晃海法印江府より神輿を供奉し本州に至る同年四月十六日夜遷宮す本社之唐門、瑞籬、拜殿、本地堂、御供所、樓門(左右に隨身あり)神橋、神厩、石華表(石は備前より之を運送す)の輪奐は悉く莊麗を極め別に精舎を建て眺海山康國寺仙岳院と號す社士六八を附屬し九月十七日を以て祭日と爲し府内十八ヶ處の市店を三分して歳を問て、各々屋臺人物花菓等を造り府内の街衢に亘り市人相競ふて共々華美を盡す此日や國を通じて群集し街に満ちて奔走し簞食壺漿して觀る者堵の如し實に一時の偉觀なり神領三百六十石の地を寄附せらる」と有り神輿來仙の時は三月六日石川大和をして江戸に迎ひ中嶋伊勢をして白河に迎ひ互理伯耆をして福嶋に迎ひ黒木長門をして越河に迎ひしめ義山公は一門を率ひ郊迎せられたりと云ふ△元祿の頃著はされたる仙臺鹿の子は「東照權現は家康公なり勅命にて權現と號し奉り神に祭り日光山に立給ふ當社は承應元年に御普請始まり同三年四月十七日御普請成就して日光山(是は上野の誤)より移したまふ明暦元年九月十七日御神事始まり惣町より色々の作物を大なる臺にかざり御神輿の先にかつぎ出る日本一番の御神事なり明暦元年より中一年置に三度惣町より出る四度目より當る年より惣町三組にわかれ六町つゝ作り物を出す元祿五年御祭あらざる年より改て御祭り初り同六年七年と二年御祭あり同七年より中一年置に二年つゝ御輿御出行なり神輿の御出行の道筋は御門前町(宮

町)より清水小路田町染師町北目町柳町南町大町通り片平小路立町國分町二日町北一番丁なり(按)此道筋は何れも樓敷を仕掛け遠近の老若男女ひし〜と詰めかけ錐を立つる隙もなかりしと云太平の世とはいへ盛なる事共なり」と有り△又同書に町々出前並町々引物の事を記して曰く「一番鍛冶町(唐舟)二番材木町(狸々)三番肴町(ぬい)四番國分町(布袋)五番田町(大石)六番大町一丁目(高砂)一番荒町(那須與市)二番二日町(道成寺)三番北目町(松風村雨)四番立町(浦嶋太郎)五番染師町(大黒)六番大町三四五丁目(郭巨)一番川原町南材木町(黒舟)二番鍛冶町南鍛冶町(忠信)三番柳町(俵藤太)四番本材木町(橋辨慶)五番新傳馬町(引物不定)六番南町(孟宗)」と有り△又同書に曰く「別當天臺宗仙岳院には塔頭三ヶ所あり延命院延壽院寶藏院なり社人六人あり門前町(宮町)百二軒あり一軒に付五百文(五石)つゝの田地を付け無年貢あり」と有り△作物屋臺は各町に於て商家の分限に應じて出金し各々其意匠を凝らして作り出すものなり故に年々其作物を變更する町もあれば一定して同じき所もあり又た各町の豪商は一軒にて一臺を出すものも少からず其大なるは大町にては日野屋及佐助等にて國分町にては奈良屋にて南町にては小西屋などを其尤も盛んなるものなりしと云ふ是等の屋臺は各町より集り來り大小を合せて二三十の多きに上り當社の門前より宮町を通して東六番丁長丁の邊に至るまで街路の兩側に併列せりと云ふ而して是等の屋臺は固々當社の祭日たる九月十七八兩日の祭典に出すものなるは勿論なるも其數日前より各町に於て飾り作らるゝを以て其風説は都部の遠近に周く十四日には総体に仕上り十五日には前揃ひと稱して引き出し十六日には揃ひと稱し

十七日又は神輿に先たちて前項鹿の子に記し在る通りの順路を通行するを例とせり而して十八日も各町を廻り十九日に至るも尙ほ町廻りを爲し居るものあるを以て此の祭禮に於ける賑ひは前後一週日の長きに亘れりと云ふ其盛んなる有様は此の一斑を以ても想像し得らるゝなり△當社は舊と佛祭なるを以て仙岳院に於て當社の祭事一切を執行せらる故に昔時伊達家より仙岳院に付せられたるの寺祿は即ち當社の社領と見らるを得べし今仙岳院の黒印地を掲ぐれば明暦元年五月には忠宗卿より五拾貫文を寄進せられ萬治三年三月には綱宗卿より更に拾五貫文を加増せられ六拾五貫文(六百五拾石)となり居りしが慶邦卿の代に至り以上の外に現米百五拾石を増加せられしと云ふ以て其神領の如何に豊富なりしかを知る可きなり而して其社地の如きは吉村卿より小田原村の内當社の周圍に於て十萬五千坪を付せられ西北は臺の原の南梅田川筋を上りて堤町の南堤橋の東に至り東南は福澤神社の邊に達し居りしと云へば其社地の如きも如何に廣濶なりしかを察せらるゝなり而して明治の初年に至り是等の神領は悉皆没収せられ社地は現に當社の境内とせる八千四百餘坪と仙岳院其他付属寺院の地所を殘留せらるゝのみにして其他多くは土地せらるゝに至れり△維新後當社は不幸にして神職其人を得ず從て其更迭の如きも亦た頗る頻繁なるを致し此の時代に於ける社務の引繼の如きは甚だ不完全なりしを以て神職は恣まに當社固有の什寶什具の類を賣却し去りたるのみならず甚しきに至りては拜殿唐門樓門等の屋根及内外部の裝飾に用ゐる耐久な使ひたる金屬類に至るまで之を剝き取り賣却するに至れりと云ふ然れども此際よ於ては之を取締るの方法なく從て責任を問ふ可きものなかりしより自然其儘と爲し置くの己むを得ざるに終れりと云ふ今や此の剝ぎ去られたる金屬のみを填補せんとせば少なくとも五六千圓を要す可しと云ふ而かも之を賣却したる當時の價格を聞くに僅に百圓内外なりしと云ふに至りては豈に驚かざるを得んや△當社は伊達家の時代に於ては渠れか如き大社にして渠れが如き大祭ありしにも拘はらず徳川氏の倒るゝと同時に世は尊王家のみ時めくに至り神社獨り尊重せられて寺院は殆んど捨て、顧みられざる時勢となりしを以て當社は近く寺院の手を離れ神祭となりしと雖も徳川氏に對する人心は朝野共に敵視する有様なるを以て此の如き大社も自然度外に置かれ無格社とせられありしが爾來明治の奎連日を追ふて開明に赴くや朝野共に前日の行爲の謬見なりしを覺り漸く之れを崇敬するものあるに至りければ茲に社格を昇進せらるゝの議を生じ即ち明治十二年よは一躍して郷社に列せらるゝに至れるなり△當社の維持に要する基本財産は一條社司の就職せらるゝ前已に田地約二町歩餘を有せり而して同社司就職後に於て約三町歩餘を購入せり其資金は何れも境内の杉木が暴風雨の爲めに倒されたるもの又は自然に枯損したるものを賣却し之れより生ぜし所の代金を以て購入せるものなり此の田地約五町歩餘の地價金は一千二百餘圓に達し居り之れよ加ふるに明治卅四年には當社境内の杉木を昭忠會に賣却し現金一千有餘圓を有するに至りければ一條社司は其數年來懷抱し來れる社格の昇進を請願するは此の時なりと思惟し熊谷社掌と協議し信徒惣代人等と圖り明治卅五年を以て當社の社格を昇進して縣社に列せられんことを其筋に出願せり爾來數年を閱みするも未だ昇格の沙汰に接するの運に際會せざるは其筋に於て尙ほ詮議

りしより自然其儘と爲し置くの己むを得ざるに終れりと云ふ今や此の剝ぎ去られたる金屬のみを填補せんとせば少なくとも五六千圓を要す可しと云ふ而かも之を賣却したる當時の價格を聞くに僅に百圓内外なりしと云ふに至りては豈に驚かざるを得んや△當社は伊達家の時代に於ては渠れか如き大社にして渠れが如き大祭ありしにも拘はらず徳川氏の倒るゝと同時に世は尊王家のみ時めくに至り神社獨り尊重せられて寺院は殆んど捨て、顧みられざる時勢となりしを以て當社は近く寺院の手を離れ神祭となりしと雖も徳川氏に對する人心は朝野共に敵視する有様なるを以て此の如き大社も自然度外に置かれ無格社とせられありしが爾來明治の奎連日を追ふて開明に赴くや朝野共に前日の行爲の謬見なりしを覺り漸く之れを崇敬するものあるに至りければ茲に社格を昇進せらるゝの議を生じ即ち明治十二年よは一躍して郷社に列せらるゝに至れるなり△當社の維持に要する基本財産は一條社司の就職せらるゝ前已に田地約二町歩餘を有せり而して同社司就職後に於て約三町歩餘を購入せり其資金は何れも境内の杉木が暴風雨の爲めに倒されたるもの又は自然に枯損したるものを賣却し之れより生ぜし所の代金を以て購入せるものなり此の田地約五町歩餘の地價金は一千二百餘圓に達し居り之れよ加ふるに明治卅四年には當社境内の杉木を昭忠會に賣却し現金一千有餘圓を有するに至りければ一條社司は其數年來懷抱し來れる社格の昇進を請願するは此の時なりと思惟し熊谷社掌と協議し信徒惣代人等と圖り明治卅五年を以て當社の社格を昇進して縣社に列せられんことを其筋に出願せり爾來數年を閱みするも未だ昇格の沙汰に接するの運に際會せざるは其筋に於て尙ほ詮議

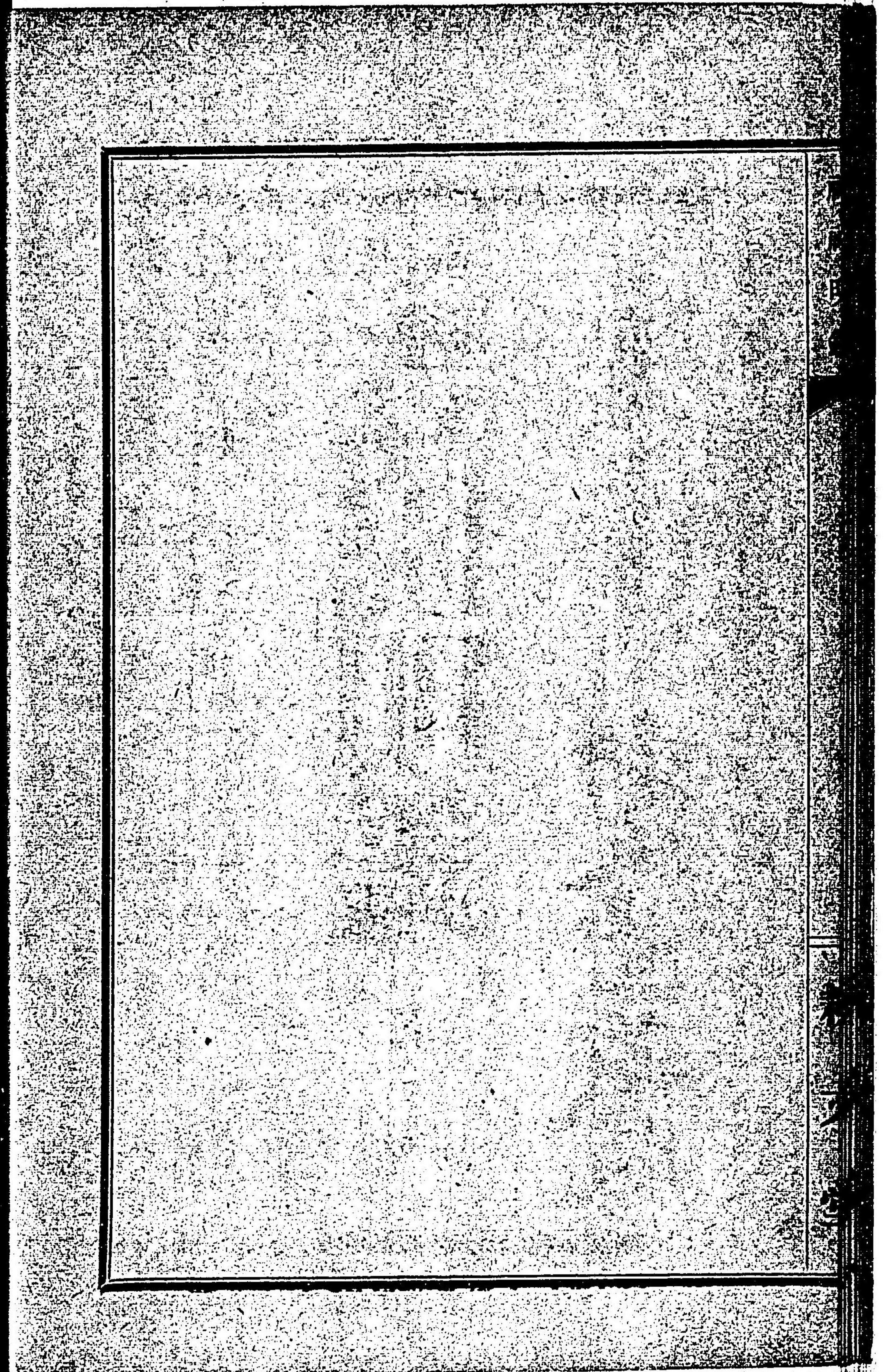
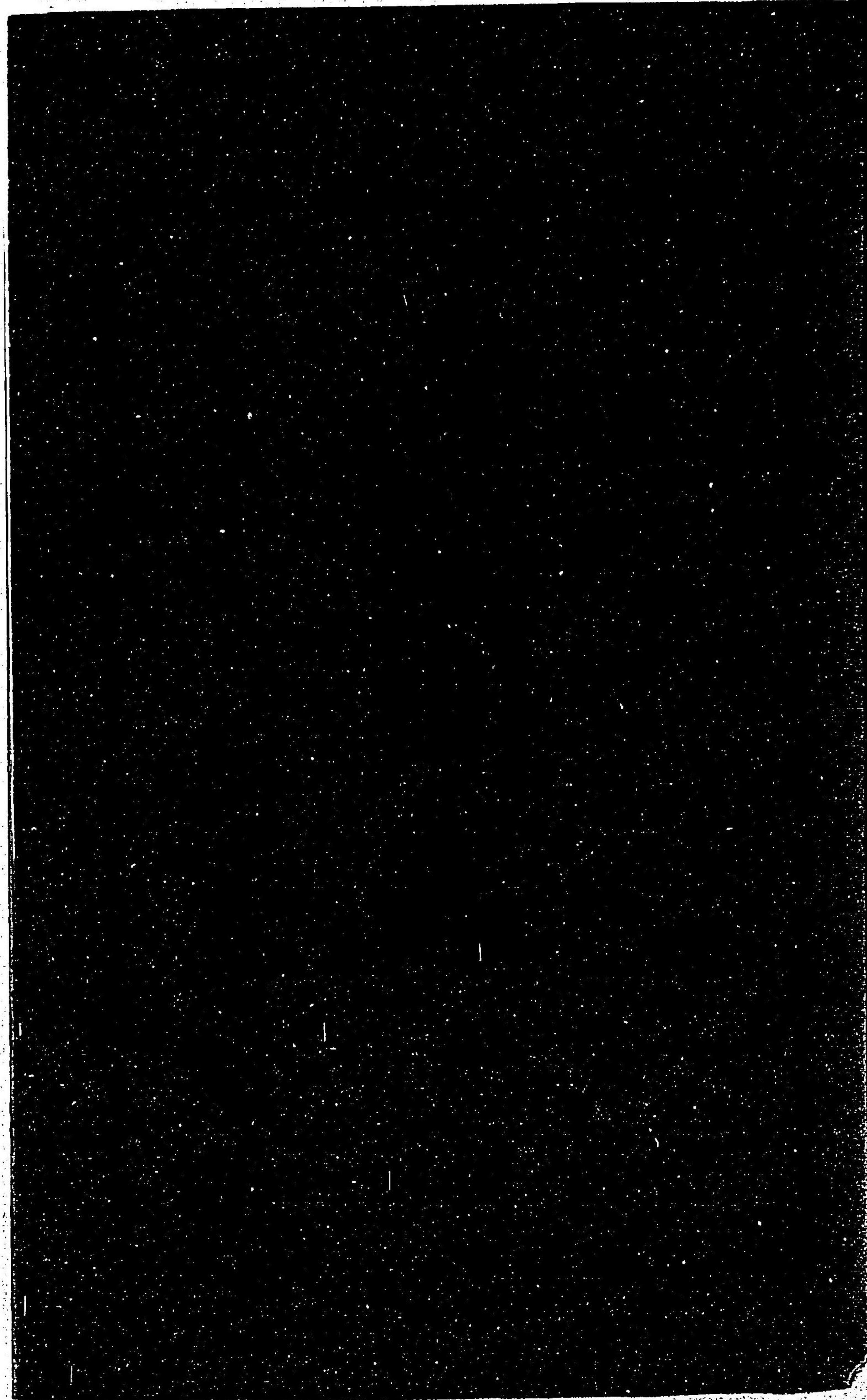
中に在るものなるを知らるゝなり當社は其社殿拜殿樓門等の結構と云ひ神樂堂社務所神饌所倉庫等の設備と云ひ石華表と云ひ石階と云ひ石階の兩側に並列せる石燈籠と云ひ境内の廣袤と云ひ二百餘年の老杉の繁茂せる形状と云ひ宛然として大社たるを認め得べく之れに加ふるに基本財産の如きも其筋に於て縣社とせらるゝ程度に達し居り其の他必要なる條件は悉く具備し居るを以て早晚昇格の沙汰に接するは疑ひなき所なるを信せらるゝなり△明治卅一年青葉神社司一條十郎氏當社司を兼務せられ亞で明治三十二年に至り熊谷直良氏當社掌に補せらるゝや熊谷社掌は常居にて奉仕し一條社司は時々來社監督せらるゝを以て爾來社事に一層の改善整理を見るに至れり

一什寶 家康公の肖像は即ち當社の神体なり探幽書く所の同公の書像と共に承應三年上野の東照宮より分靈せらるゝ時勸請せられたるものなり突建は右近衛の馬場にて公家衆が乗馬せる態を描寫せるものなり其の筆意は土佐畫なるも筆者は何人なるか不明なり其他の什寶に就ては特に記述す可き程の由來の傳はれるものを見ず

一名木 當社樓門の前に葵の大木二本あり共に二百有餘年前の古木たり蓋し當社勸請の時移植せる者なり社殿拜殿を圍繞する數百の大杉老松亭々として空を摩するの際に於て此の大木の龍蟠虎踞するを見る特に名木たるを注意せしむるに足る抑も葵の葉は徳川家の徽章なるを以て其名高きを人に知らる今徳川家に於て葵の徽章を用ゐるに至りし所以を尋ぬるに家康公の父清康公の參河の岡崎に居るや享祿二年(三百七十八

年前)吉田城主牧野傳藏兵を起して西參河を并せんと欲す清康公兵に將として之を撃たんとし伊奈に出つ時に伊奈城主本多正忠迎て降る正忠の祖先を助秀と曰ひ豊後の本多郷に居る其の子孫に至り尾張に移り尋て參河に轉じ居りしが此の時に至りて一族を擧て徳川家より清康公即ち其の兵を并せ進んで火を御油に縦つ傳藏も亦た兵を率ひ吉田川を濟りて陣し舟を毀ちて其の兵の退路を斷ち死を決して戦ふ此戦には清康公の兵利あらず本多信重戦死す佐野與八退かんと請ふ清康公肯んせずして曰く彼れ今や勝ちて驕る破るを得べしと乃ち進み戦ひ與八之れは死す叔父信定等力戦して遂に之を破り傳藏を斬り遂に進んで吉田を攻め正忠は奮戦して其の東門を破り遂に之を陥る清康公城に入り士民を慰撫して安堵せしめ叛將戸田憲光を攻め下し遂に東參河を平けて還る此の役や伊奈に於て祝宴を張り將士の勞を慰む正忠盤殺を献す藉くに葵三葉を用ゐたり清康公之を視て悦て曰く吾れ凱旋して此の葵三葉を得たり今より當に之を以て我が家の徽章と定め永く紀念と爲す可しと是より先き徳川家に於ては中黒を以て徽章と爲せしが是より三葵を兼用するに至れり是れ葵の葉の徳川家の徽章に用ゐられし所以にして亦た其の木の名木たるに至りし所以なり是より徳川家の隆々として將より興らんとするや葵章白旗と金扇馬標とは共に到る處の戦争に用ゐる常に敵膽をし

て塞かしめ平時にも亦た徳川家の威權を輝かす所の標識とせらる



仙臺市長 早川智寛君題辭  
第二高等學校教頭  
 松晉寺住持 三好愛吉君題辭  
 孝勝寺住持 瀧木村文明師題辭  
 瀧戸本榮師序文

仙臺 寺院明鑑

第一卷

明治卅九年拾壹月

耕文堂藏版

南園  
幽微  
平仲秋連好寃

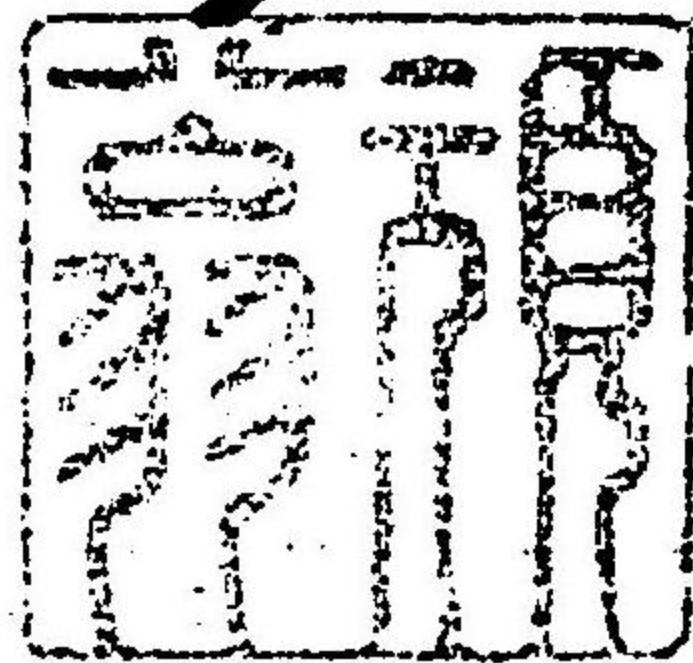
寺院諸佛安置之靈場  
墳墓祖先永眠之聖地



蘭

幽

丙午仲秋  
連芳寫





息心所栖無

不嚴淨

丙午仲秋

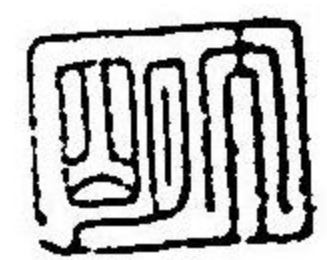
物外題



佛屋擎天柱

心光續命燈

松音文所題



皇圖鞏固  
帝道遐昌  
佛日增輝  
瀼輪常轉

仙山寺院明鑑 緒言

夫れ我が寺院は三世の諸佛を安置する所の靈場にして墳墓は國民の祖先が永眠せる所の聖地なりとす人誰れか其の父母を憶はざる者あらんや其の父母を憶ふの情は即ち其祖父母を憶ふ所以にして其の祖父母を憶ふの情は即ち祖先を憶ふ所以なり祖先を憶ふの情は國土を愛するの情となり國土を愛するの情は即ち發揮して忠君の心を生じ愛國の念を起さしむるの因と爲るなり故に此の心と此の念の發揮する所を稱して或は日本魂と云ひ或は武士道と云ふ此の魂と此の道とは即ち近く愛國を挫きて宇内に雄飛するに至れる由縁なるを知らるゝなも是を以て我が國の忠臣は孝子の門に出づるを例とせり忠君愛國の第一着歩たる孝心を發揮せしめんには即ち此の靈場を尊重し此の聖地を崇敬せしむるより善きはなし此の靈場や常に參詣して尊重す可く此の聖地や常に回顧して崇敬す可し豈に一日も等閑に附し片時も輕視し去る可きものならんや

然るに此の尊重す可き靈場や此の崇敬す可き聖地や今日の社會には果して如何の待遇を受けつゝあるか予輩を以て之を視るに世人は未だ其の實相實体に相應する所の待遇を爲し居るものとは認むる能はざるなり是れ果して何の爲めぞや惟ふに世人は未だ其の實相實体を會得せざるが爲めならずんはあらざるなり何をか寺院兼所の實相實体と云ふ其の寺院の本尊は果して如何なる靈光あるものなるかを知らざるよど是れなり其の由緒沿革は如何に尊重す可き因縁あるものなるかを知らざるよど是れなり其の聖地に永眠せる所の偉人の功業は如何に國家を利益し傑士の遺蹟は如何に後人をして奮發興起せしむるの感化を興ふるものなるかを心得せざるよど是れなり之を背く世人に知得せしむるの道は固より種々ある可しと雖も予輩は之を國民教育の門に説き其の感化を以て忠君愛國の精神を培養するからは其の効果の顯著なるものあるや必然たるを信じて之を希

皇圖鞏固  
帝道遐昌  
佛日增輝  
濃輪常轉

仙寺院明鑑 緒言

夫れ我が寺院は三世の諸佛を安置する所の靈場にして墳墓は國民の祖先が永眠せる所の聖地なりとす人誰れか其の父母を憶はざる者あらんや其の父母を憶ふの情は即ち其祖父母を憶ふ所以にして其の祖父母を憶ふの情は即ち祖先を憶ふ所以なり祖先を憶ふの情は國土を愛するの情となり國土を愛するの情は即ち發揮して忠君の心を生じ愛國の念を起さしむるの因と爲るなり故に此の心と此の念の發揮する所を稱して或は日本魂と云ひ或は武士道と云ふ此の魂と此の道とは即ち近く靈國を挫きて宇内に雄飛するに至れる由縁なるを知らるゝなり是を以て我が國の忠臣は孝子の門に出づるを例とせり忠君愛國の第一着歩たる孝心を發揮せしめんには即ち此の靈場を尊重し此の聖地を崇敬せしむるより善きはなし此の靈場や常に參詣して尊重す可く此の聖地や常に回顧して崇敬す可し豈に一日も等閑に附し片時も輕視し去る可きものならんや

然るに此の尊重す可き靈場や此の崇敬す可き聖地や今日の社會には果して如何の待遇を受けつゝあるか予輩を以て之を視るに世人は未だ其の實相實体に相應する所の待遇を爲し居るものとは認むる能はざるなり是れ果して何の爲めぞや惟ふに世人は未だ其の實相實体を會得せざるが爲めならずんはわらざるなり何をか寺院墓所の實相實体と云ふ其の寺院の本尊は果して如何なる靈光あるものなるかを知らざるは是れなり其の由緒沿革は如何に尊重す可き因縁あるものなるかを知らざるは是れなり其の聖地に永眠せる所の偉人の功業は如何に國家を利益し傑士の遺蹟は如何に後人をして奮發興起せしむるの感化を興ふるものなるかを知得せざるは是れなり之を普く世人に知得せしむるの道は固より種々ある可しと雖も予輩は之を國民教育の門に説き其の感化を以て忠君愛國の精神を涵養するあらは其の効果の顯著なるものあるや必然たるを信じ之を希

望して己まざる者なり單に之を地理歴史等の學問の方面より見るも其の寺院の由緒を尋ね其の創立開創の年代を問ひするに多くは古昔より存在せしものにして其の由来や頗る遠く從て其の地方の地名となり歴史と關係し居るが如き所る往々にして之れ有るも當地の寺院の如きは未だ地學史學等の學界より一顧をも受けたるを聞かず是れ編者が本書を著述し之を刊行し大方の閱覽に供せんと欲する所以にして之を要するに本書には寺院墓所の靈場聖地たる實相實體を記述し之を國民教育の任にある諸家の參考に供するの急務なるを認めたと地理歴史の研究にも亦た須要なる好材料たることを知り得たるを以て茲に之を紹介せんと欲するに在るなり

與羽の雄鎮たる仙臺の都會は昔時に在りては百萬提封の中央集權の場所にして其の人口の如きも十方に餘りありしと云ふ此の都會は慶長の往昔嘗て創建經營せられてより茲に三百有餘年なりとす此の間偉人傑士の輩出する者を數ふれば或は名君能吏として或は碩學鴻儒として或は高僧智識として或は良醫國手として或は劍客武弁として或は巨商家估として或は工藝の名匠として或は遊藝の名手として苟も此の地に於て事を爲し名を揚げたる者は一々數ひ來れば幾百千万人なるを知らず而かも是等の人は其の死後は生前佛を信せしと否とに拘らず誰れか寺院の墓地に永眠せざる者あらんや本書の編者は即ち今や此の寺院墓所の幽を聞き徹を顯さんおとを是れ期し時に其の墓所に就ては其の墓を掘り其の人を呼び起して其の偉績を聞き其の面影を今日に發顯し猶ほ之を後昆千万世に傳へんと欲する者なり今日此の都會に在り公私朝野の別なく業務に従事し一家の繁榮を極め居る者は是等の先人に負ふ所のもの大なり其の偉績を知り其の恩惠を感謝する其の義務なしとせんや本書は即ち他の一面には此の義務を知る者の爲めに良友たらんおとを期するものなり

仙臺市內寺院明鑑 第一卷

耕文堂 內藤穆堂 編著

少林山 保春院 仙臺市保春院前丁 住職 千葉壽榮

- 一宗派 臨濟宗妙心寺派 一本山 山城國葛野郡花園村妙心寺 一本尊 正觀世音菩薩
- 一本堂 間口四間奥行一間半 一庫裏 間口四間奥行二間 一境内 四反歩餘
- 一墓地 壹反五畝歩 一財產 畑壹町歩餘 一名木 沙羅雙樹
- 一墓碑 山崎家 以朴 東陽 贈正五位源太「征露戰死」其他歷代墓(伊達家門閥)鮎貝家墓(同上)宮城監獄囚人墓
- 一檀家 福井 丑助 金ヶ瀬芳助 金ヶ瀬吉五郎(以上惣代) 山崎 郷美 玉虫一郎 玉虫 哲
- 鮎貝 盛徳 佐藤 潤 吉田 信太 上田彌三郎 芳賀 東助 外 五六戸
- 一由緒 寺院明細帳には「寛永十二年伊達政宗亡母菩提の爲め當寺を建立し同區北山覺範寺二世清岳和尚をして住持たらしめ開祖とすと云ふ」とあり○封内風土記には「少林山保春院は少林に在り臨濟宗にして山城國妙心寺の末寺なり貞山君の母公保春院殿の牌所なり保春院殿は羽州最上山形城主なる最上修理大夫源義守朝臣の女にして後水尾帝の元和九年(二百八十四年前)七月十七日逝く遺骸は覺範寺に葬り別に寺を建

て清嶽和尚をして開山たらしめ寺祿百八十石餘の地所を寄附す塔頭一區あり單傳菴と云ふ清嶽和尚の開基其年月を詳にせず」とあり南鍛冶町に蔭涼軒と稱する末寺ありしが今は塔頭と共に廢寺となる○保春院殿は輝宗卿の夫人にして名を義娘と曰ひ政宗卿及小次郎君外二姉を生む故あり大歸して最上氏にあり或は曰く夫人季子小次郎君を愛し長子政宗卿を殺さんとし鳩毒を進む政宗卿の慧敏なる早く之を悟りて僅に其害を免かることを得たり政宗卿乃ち小次郎君を以て禍害の根源と爲し之を斬る時に天正十八年(三百十七年前)四月七日なり夫人事の發覺するを聞き遁れて最上氏に大歸す夫人の此の隠謀は兄最上義光が政宗卿の英邁を憚り夫人の小次郎君を寵愛するに乗じ之を教唆して此に出てしめたりと元和八年(二百八十五年前)最上氏は罪を徳川幕府に得て亡ぼさる此の時夫人は七十有五歳の高齡に達し三年前より老病に罹り起臥に不自由なりしかば政宗卿は幕府に請ひ片倉景綱山岡重長を遣して之を迎ふ夫人も亦日夜政宗卿に寄らんことを思ひ居たる時なるを以て大に喜び仙臺に來る嘗て夫人の大歸してより茲に三十有二年目なりとす越て聖元和九年逝く時に年七十有六歳なり法諡を保春院殿花窓久榮尼大姉と曰ひ輝宗卿の塋域なる覺範寺に火葬し夫人逝去後十三年即ち寛永十二年に至り政宗卿其菩提の爲めに當寺を建立せらる○清嶽和尚名を拙と曰ひ姓は伊庭氏少くして政宗卿に事へ故あり斥けられたるを以て深く世相を厭ひ寺に投して髮を剃り江湖に周遊し諸老を歴詢して佛海禪師に詣り服勤する事年あり機印契合して之れが証印を受け禪師覺範寺に住職たる時政宗卿寺を過ぎりたり禪師薦めて清嶽を見へしめ具に其内所を陳せしむ卿其心を感し存問荐り

に至る禪師は後年に至り詔を奉じ妙心寺に住するに及んで清嶽和尚は後住として覺範寺第二世の法燈を繼ぎ後當寺及瑞鳳寺を開創し正保元年八月十二日瑞鳳寺に寂す壽は六十六歳にして法臘は四十七年に達す○當寺は由來寺祿を以て立ち來り檀家は卅餘戸ありしも今日にては實際十餘戸に過ぎざる有様なれば寺祿を失ひてよりは到底自立するの力なく廢寺に瀕すること三十有餘年に亘り現時の住職千葉師の如きも瑞鳳寺靈寺として常に同寺にのみ居住するを以て當寺に於ける一切の世話は當時の檀家惣代たる福井丑助、金ヶ瀬芳藏、金ヶ瀬吉五郎等の諸氏に於て取扱ひ居れり○明治三十七年十二月上地官林六反貳畝餘歩を特別價格金百五圓を以て拂下を受け翌三十八年其立木を金百三拾圓に賣却し直に之を桑畑に開墾したれば從來の畑地三反八畝餘歩に合して壹町歩餘の畑地を有するに至れり此の貧寺にして是等の財産を有するに至りしは畢竟するに福井、金ヶ瀬等の諸氏が献身して大に盡力せられたるの結果にして彼の拂下地を開墾するや他に費用の出途なきを以て福井氏等は自ら畝を執り十數日勞働して今日あるに至れるものなれば同氏等の功勞は當寺の爲めには永く銘記して忘る可らざる所なりとす○沙羅雙樹は釋迦牟尼佛が入滅の時此の樹の間に於て大比丘衆等數千萬の人に前後左右を圍繞せられ諸弟子と問答せられたるを以て名あり

一傳記 山崎源太氏は仙臺の門閭山崎崎河氏の孫にして郷美氏の男なり二十歳にして歩兵少尉となり第五聯隊に屬し中尉に進み征露の役起るや滿洲の野に戦ひ遂に名譽の戦死を遂く時に年廿五時に正五位を贈らる戦死者に官等相當の叙勳昇位の沙汰あるは通例なるも中尉にして正五位を贈られしは異數なりとす

廣潤山 法運寺 仙臺山連坊小路 住職 梅森寛了

- 一宗派 日蓮宗
- 一本堂 七間四面
- 一墓地 壹丁貳反歩餘
- 一墓碑 日遠上人碑(當寺開山) 日悟上人(當山二世) 其他當山代々墓碑 金子辰三郎墓(征露戰死)
- 丹野重雄(同上) 齋藤國彌墓
- 一本山 甲斐國下摩郡身延村本遠寺
- 一庫裏 五間四面
- 一什寶 宗祖日蓮上人真筆掛物一幅
- 一境内 三十間四面
- 一本尊 釋迦如來
- 三原 榮吉 内田吉太郎 千葉幸太郎 多川徳四郎 天野 憲景 三浦 徳藏 金子 知賀 鎌田助三郎
- 吉澤傳五郎 高橋 儀藏 高橋竹之助 高橋勇五郎 大島重五郎 翁澤文四郎 佐藤徳右衛門 猪狩滿親
- 石川 通道 菊地新三郎 齋藤 翁介 石川 忠七 吉田 守一 兒玉 源吾 山本 頼守 山本育太郎
- 甲田 直行 舞鶴留五郎 武田 榮吉 鈴木 善吉 井筒 やす 關 恒之進 千葉 清治 今泉 三殿
- 伊藤 祐一 金子龜之助 櫻井久兵衛 高橋忠兵衛 後藤又兵衛 三原直吉の諸氏外六十餘戸
- 一信徒 高橋喜代治 石井小三郎 毛利新三郎(以上惣代)
- 大崎市三郎 大崎市十郎 渡邊 勇作
- 永倉 榮 相川作兵衛 菅野英之丞 新山 信之 東郷 理中 東郷佐一郎 東郷 孝七 關 久四郎
- 山家 市治 小島已代松 佐藤 榮松 佐藤 榮城 一條 一 米山 俊次 川村吉次郎 及川權五郎

佐藤善兵衛 佐藤 十藏 今野 三郎 尾形 昌壽 馬淵 まさ 相川利兵衛 千葉 けい 吾妻吉兵衛  
 菊地 三藏 秋間 りき 阿部 たよ 宮城正太郎 森 きよ 鈴木久之丞 三原 庄太 小野金太郎  
 (以上仙臺市) 太田 平吉 東海林清六 佐竹五郎兵衛小島幸三郎 庄子喜四郎 庄子田二佐々木萬右工門  
 太田又兵衛 小松長四郎 小池 波知 桂島 勇治 桂嶋 佐藏 阿部 彦吉 小畑喜代治 佐藤繁三郎  
 佐藤新三郎 森 今朝藏 櫻井甚三郎 赤間儀三郎 門間庄三郎 高梨五郎左工門 皆川 長八  
 今野 長吉 門脇 万吉(以上郡部世話人)の諸氏外四百五十餘人

一山緒 寺院明細帳には「寛永年中(約二百七十八年前)甲斐國身延山久遠寺廿一世日遠上人の開山にして伊達氏之を創立し寺祿七貫文を附與せられしも維新の際没收せらる」とあり○封内風土記には「廣潤山法運寺は連坊小路に在り日蓮宗にして甲州大野木遠寺の末寺なり傳に曰く日遠上人の開山なるも其年月を詳にせず其後日悟上人之中興す日悟上人は青木仲五郎友重の弟なり貞山君卒する時友重殉死して嗣子なし義山君日悟に命じて其家を繼かしむ日悟固く辭して曰く方今の時は俗も亦當に僧と爲る可きの秋なり還俗して其家を繼くは臣の志に非ざる也と是を以て他の親族をして其家を繼かしめ日悟に賜ふに百五十石の地を以てす日悟乃ち其賦税を以て精舎を再興し其後三十石の地を以て永く寺の寄付と爲し其餘り百二十石の地は之を奉還せんことを請ひしかば請願の意を容れられ永く三十石の地を寄付し其餘は之を收められ日悟には生涯別に五十石の地を賜ふ」とあり又曰く「運もと雲に作る義山君の命を以て運に作る」と○今當寺に

傳ふる所にて前記以外の由緒を聞くに當寺は寛永廿一年(二百六十三年前)仙臺の大守第二世忠宗卿の建立なりと云ふ茲に當寺創立の原由を尋ぬるに伊達家の世臣青木重五郎友重の實弟某と云ふ者あり幼にして忠卿宗に事へ扈從役たりしが平素深く日蓮宗妙法の教を信じ切かに出家せんことを志し遂に暇を乞ふて同宗の總本山なる甲斐國身延山に登り久遠寺第二十一世日遠上人の弟子となり名を日悟と稱し刻苦して宗學を研究すること數年業成りて後國に歸り一寺を建設せんことを請ふ忠宗卿大に日悟の篤志を賞讃せられ即ち其請ひを許し一寺を創建し廣潤山法蓮寺と號し寺祿百五十石を寄付せられたり故に風土記に日遠上人開山日悟上人中興とあるは誤りにて當寺の實際は日悟上人に因りて創建せられたるものなるも上人は自ら謙遜し大守忠宗卿を開基とし其師事せる日遠上人を以て勸請開山と定め自ら當寺の法燈第二世と爲れるなり○當寺の開山口遠上人は字を順堯と云ひ一道と號す姓は石井氏京師の人なり父を了元と云ひ二兄あり皆優才にして和歌に精はし日遠幼にして父を喪ひ甫めて六歳の時其母日重師に従ひて出家せしむ日遠初めて到る日會々日重爪を剪る乃ち日遠をして爪を收めしむ日遠拾ひ畢りて猶ほ左右に求む日重曰く兒何をか求むる日遠曰く爪唯々九つと日重笑て曰く足れり其一是吾れ前きに之を剪ると日重之を奇とし意を加へて教育す日遠法華を習ひて未だ歳ならず八軸皆な誦徹し尋て台教を學ぶ敏悟の名風に都城に滿つ年十六歳にして自ら法華を講す聽者其神悟に服し日重止觀を講ず門人密に議して曰く止觀は淵奧豈に能く微旨に達せんや若かす日遠に就て文句を聽かんにはと遂に日遠に勸めて之を講せしむ日遠是より入りては則ち止觀を聽き出

て、は則ち文句を講ず止觀説るの日文句半ばに過ぐ又南都に往て俱舍及律部を總き瑜珈唯識の學を慕く已にして京都に返りて東大藏に入る其抄録する所三十卷分ちて六部と爲す時に年二十八歳なり慶長四年始めて臺教大小諸部を講ずること凡そ六年學業盛ます日遠年三十三歳にして身延山に住す會々常樂寺の日經卿淨土宗と事あり徳川家康日遠を駿府に召す日遠因て請ふて曰く願くは宗論を遂げんと家康大に嘆り乃ち議して死刑に當つ日遠懼れす自ら葬服を着け且暮刑を待つ家康其志操に感し許して山に歸す日遠身延を辭して大野に入り自ら一室を構ふ今の本遠寺即ち當寺の本山これなり是に於て從ひ學ぶ者彌々多し元和元年家康日遠に命して再び身延に住せしむ居ること一年又大野に返る寛永七年池上の日樹窟せらる幕府乃ち池上を以て日遠に賜ふ日遠固辭すれども聽れず居ること一年退きて鎌倉經谷に隱る寛永十九年病みて化す年七十一歳なり日遠性慈悲にして寒者に逢へば衣を脱して與へ貧人を見れば資を分つ然れども金錢の類は生來手に觸れず三時の梵行所謂五悔及禮誦書寫等日に三十餘事を課し寒暑と雖も廢せず自ら法華一萬部を讀み時々和歌を咏して懷を遣る歌を善くする者皆之を稱す其草する所の三大部數十卷多く聞く所を録す因て隨聞記と名づく誦經の人音義を知らず章句を辨することなし日遠之れが爲めに隨音句二卷を著はす音句明かならざれば和剛を付し乃ち譯和集三卷を作る其抄出著述頗る多くして世に行はる嘗て九條相國幸家日遠に有馬温泉に邂逅す因て日遠を延きて法華を講せしむ懸河の辨浪々たり幸家大に悦び乃ち日遠の旅寓に臨みて親ら之を謝す世人之を榮譽とす○嘉永六年或日の朝東秀院火を失す偶々北風強烈なりしかば其火は飛

以て大徳寺を焼き更に變ひ來りて當寺を延焼せり當時は早朝急遽の場合なりしを以て之を防ぐに暇あらず  
 本堂を始め庫裏物置等より記録書類に至る迄悉皆烏有に歸するに至れり其後十有餘年を経て慶應年間に至  
 り當山第十八世日成上人刻苦經營本堂を再建せしも其造作には手を下す能はずして往再過さる内に明治  
 の維新となりければ其打撃の甚しき寺祿は没收せらるゝのみならず檀家も亦た流離顛沛する者多き有様な  
 れば一般寺院の形勢は之を維持するすら困難なるに之れに加ふるに當時の趨勢は廢佛毀釋の聲のみ盛なり  
 しを以て時の當寺住職も亦た世の風潮に動かされ前後の考もなく寺有の佛体梵鐘より什具器物に至る迄賣  
 却し去り殆んど廢寺の狀態に瀕せしこと茲に十有六年の久しきに及べり○明治十七年今の住職梅森寛了師  
 來りて第廿一世の法燈を繼ぐや其廢頽朽壞の狀は殆んど言語に盡し難き程なりしが寛了師は奮然として挺  
 身し或は檀家を説き或は信徒を勸め孜孜として日夜挽回の策を講じ精勵一日も懈怠する無かりしかば數年  
 ならずして本堂庫裏を修理し什具器物等の如きに至るまで皆完備するに至れり師の始めて當山に住職す  
 たるや其當寺の檀家は僅々三十餘戸に過ぎざりしが今や新舊の檀家を合して百有餘戸を以て數ふるに至れ  
 り其當時皆無なりし信徒は今や五百有餘を以て數ふるに至れり故に檀家信徒の本堂に參詣する者常に絶ゆ  
 ることなく題目を唱ふるの聲大數を打ち叫らすの響喧々然として晝夜の分ちなく之を聞かざるはなき  
 盛況を呈するに至れり是れ畢意するに寛了師の就職以來廿有三年の長き星霜を閱する間刻苦精勵せられた  
 るの結果と謂ふ可きなりされば檀家信徒は寛了師を賞揚して明治の中興と爲す蓋し溢美の言に非ざるを信

するなり○境内佛堂一字あり其建物は登間四面にして鬼子母神を祭る

福現山 保壽寺 仙臺市連坊小路 住職 中深漢二

- 一宗派 曹洞宗 一本山 宮城郡七北田村洞雲寺 一本尊 釋迦如來
- 一本堂 間口三間奥行二間半 一庫裏 間口三間奥行二間半 一境内 四百三十四坪
- 一墓地 六反四畝拾壹歩 一財產 畑四反貳畝拾壹歩
- 一墓碑 田邊樂齋墓并碑(伊達家儒者) 大槻民治墓、大槻格治墓(以上養賢堂學頭) 高屋琢菴墓、高屋養菴墓
- (以上伊達家醫師) 小野寺魯一墓(醫學者) 佐藤甲吉墓(臺灣關死)
- 一檀家 安藤新之助 佐藤久左衛門 茂木安勝(以上惣代) 戸澤精一郎 櫻田 周 佐藤 文衛
- 齋藤 源吉 伊藤 幸治 千田さよの 黒川 甚藏 田島 林藏 芳賀 文平 我妻卯右工門 岩淵龍亮
- 黒川 善助 菅野勇次郎 佐藤多四郎 佐伯大次郎 千葉 親平 小野 覺治 小野 雪松 小野長五郎
- 木村惣十郎 千葉重太郎 遠藤 金五 堀江 好武 庄司平三郎 櫻田 國吉 遠藤 正次 黒田 勇助
- 小川 則要 安藤 清作 加藤儀一郎 東海林義成 堀江京壽郎 小野寺將行 竹中 榮七 佐藤 信任
- 千葉由兵衛 佐藤久右衛門 若松さむ 加藤常太郎 板橋利右工門 鈴木 榮 涌谷和志理 久世 元治
- 鹿又 祐藏 小川 忠藏 針生 亨 小園 秀直 増田 有信 田邊 匡時 熊谷 英記 深崎虎之助



田邊 匡則等の諸氏外數戶

一由緒 寺院明細帳には「明應二年(四百十四年)國分修理之亮平盛竹之を開基し本山洞雲寺七世實底和尚をして開山たらしむと云ふ」と有り○封内風土記には「福現山保壽寺は連坊小路に在り曹洞宗にして國分莊七北田邑洞雲寺の末寺なり傳に曰く國分家十一世修理亮平盛竹の開基にして實底和尚の開山なるも其年月を詳にせず後土御門帝の應仁元年(四百四十年前)八月實底示寂す同帝の明應二年十二月盛行卒す保壽寺殿と號す其外能登守宗政及夫人參河守盛重及夫人の靈牌あり」と有り○當寺の創立に付ては或は寛正六年六月と記するものあり或は明應二年十二月と記するものあり案する明應二年は盛行の卒時にして其法證を保壽寺殿と稱するを以て見れば當寺は盛行の爲めに建立せられたるものゝ如し然るに當寺の開山は實底和尚なりとあり同和尚は應仁元年に示寂したり其示寂の年は盛行の卒時を去ること二十五年前に屬せり果して實底和尚を以て開山なりとすれば寛正六年は示寂より三年前の事なれば實際に當り居るものゝ如く考へらるゝも亦一方の寺號より考ふる時は或は勸請開山ならんかと推量せらるゝ所なきにしも非ざれども文献足らず今は之を明瞭に判断し難きものあり暫く記して後考を待つこと、又明細帳には實底和尚は洞雲寺七世とあるも九世の誤りなり○國分家の先祖は千葉常胤より出づ常胤に六子あり皆驍勇にして千葉六黨と稱す其第五子を胤通と云ひ名取宮城黒川の三郡を領し世々國分に居る因て之を氏とす其裔數傳して十一代修理亮從五位下盛行に至る盛行は明應二年十二月八日を以て遠逝す行年七十三歳なり法證を保壽寺殿仙翁要

西大居士と云ふ之を當山の開基と爲す其後裔を盛氏と曰ひ其妹を羽州の天童賴貞に嫁し一男一女を生じ其女は最上義光の妻となる賴貞卒し其子賴澄尙は幼なるを以て義光藉に國事を攝せしが賴澄成長するも之を還さず遂に隙あり互に相戦ふ賴澄支へず盛氏の力を仮りて恢復せんと欲すれども之を果さざる内に盛氏卒し子なし伊達晴宗卿の弟四子彦九郎を請ふて嗣となし盛重と曰ふ即ち政宗卿の叔父に當る盛重放肆にして寺政多し政宗卿屢々之を諫むれども從はず群臣の心を失ひ亂を謀る者あるに至る盛重小田原の軍に會せざるを以て其領邑を没收せられ是より政宗卿に従ひ數次戦功を立てしも卿片出山に移るに及んで密に隱謀を企てしか天正十九年發覺し奔て佐竹義宣に依る義宣舅甥の義あるを以て之を賓待す後本姓に復し伊達氏と稱し元和元年五月十五日羽州の横手城に卒す年六十三歳なり之を該地の正平寺に葬る子孫世々秋田藩に仕へ祿八百六十八石を給せらる盛重の子某僧となり龍寶寺に住し支性と曰ふ其人と爲り沈靜にして能く斷つ政宗卿之れに命じて諸吏と獄を聽かしめらると云ふ○伊達家の時代には寺格を着座に置かれ宮城郡荒井村にて查貫四百九十文(十四石九斗)の寺祿を付せらる即ち伊達家歴代より其朱印を領し居れり思ふに昔時伊達家の當寺を待つ厚かりし所以のものは當國の前領主たる國分家を吊ふの意に出でたるならんか○明治十九年日本鐵道の線路の布設せらるゝや當寺の境内及墓地に掛りしを以て地所約五百餘坪を割き幾多の墳墓を改葬し且つ境内に在りし大杉大明神の社殿をも移轉するの已を得ざるに至れり蓋し大杉大明神とは盛重武器を埋めて鎮護の神を祭りし所にして其社殿の背後に古木の杉あり武器を埋めし時の標木なりと云ふ

其周圍壹丈五尺有餘ありしが是れまた惜い哉線路工事の爲めに伐採し去るの已を得ざるに至れり當時此標木の下を發掘するや幾千百の一字一石を出せり此一字一石と稱するは死者の靈を吊はんか爲めに經卷の文字を一石に一字つゝ書き記して埋め置くものなれば此一字一石は即ち盛行或は其祖先等供養の爲めに其墳墓或は武器を埋藏し神を祭りたる所に納めたるものなるを知るに足る而して其發掘したる一字一石は今當寺の境内より里沙門堂に通ずる道の東側に埋め社殿をも其上に移して之を祭ること舊時の如くせり○明治二十年四月宮城縣令を以て火葬したるものゝ外死体を埋葬することを禁せらる○明治三十五年二月十六日火を過ちて本堂庫裏を焼失せり其原因は豫て境内の畑地を貸付け小作せしめ置きしが此日小作人來りて塵芥を焼きたるに其火延て本堂に及び遂に庫裏をも併せて焼失するに至れるなり此時中澤漢二師は已に住職として當寺に在りければ其善後策を當時の惣代たる安藤新之助、安藤利兵衛、佐藤久右衛門、茂木安勝の四氏に圖りたるに是等諸氏は卒先して檀家に計り加藤儀一郎、堀江好武、佐藤清藏、小野覺治の四氏を擧て世話係と爲し喜捨金を募集したるに安藤新之助、佐藤久左工門の両氏は各四十圓を櫻田周、安藤清作の両氏は各十五圓を安藤新吉氏は十圓を佐藤文衛、茂木安勝、田島林藏の三氏は各五圓を寄附せられ其他檀家一同より應分の寄附を得たれば合金叁百餘圓となる之を以て五間に二間半の壹棟を建築し本堂の出來迄は其一半を以て本堂の用に充て他の一半を以て庫裏に用居り時機の熟するを待ちて本堂を建築せんとするの希望ありと云ふ

一傳記 大槻民治氏は奥州磐井郡山目村の人なり名を清華と云ひ字を子繩と云ふ平泉と號し晩に繩翁とも號せり幼にして志村五城に學ぶ後柴野右賀尾藤の諸儒に昌平學に學び苦學すること數年に及ぶ擲てられ長となる博學多識にして其學實踐を主とし傍ら理財に長じ吏務に通ず其儒員となるや主として學館を建設するを努め措置周到經營具備遂に能く先輩の成さざる所を爲す養賢堂これなり仙臺藩學制の美後世をして欽慕措かざらしむるもの茲に出つ而して養賢堂の巨構最も壯觀と爲す即ち民治の道業なり是より先き已に藩學あれども規模狭小なるを以て先輩の儒員屢々建議して之を擴張せんとしたれども國用給せざるを以て其事就るに至らざりしが民治の經營能く之を大成するに至れり偉なりと謂ふ可し而かも其資途の如きは封内の荒廢を起墜し三萬石を得其收入を以て之に充つ永く養賢堂維持の資と爲す故に一も藩の歳入を仰がず人その通才に服す其功を以て三百石を賜ひ番頭の班に列せらる養賢堂學頭たること數十年嘉永三年正月十七日を以て歿す年七十八才なり著はす所鯨海遊志續遊秘録講堂小志鯨史稿等數十部あり其鯨史稿の如く捕鯨術の全書にして今日に益ある大なりとす○佐藤甲吉氏は臺中縣に奉職す明治卅一年十月土匪廣原を犯す君奮闘して二人を殺し四人を傷つけ遂に砲彈に中りて斃る時に同僚細野某を顧みて曰く吾事畢れり君に托するに後事を以てす願くは吾影照を家嚴に送られんことを言畢て瞑す年廿五歳なり官深く之を惜み名譽の戦死と表彰し祭祀料并遺族扶助料若干を賜はる甲吉氏は信任氏の二男にして焯氏の孫なり焯氏は細階を巧みにし八十有餘歳の高齡を以て屢々版本を書す藩副成績盡忠録與羽舊事竹堂文抄等是なり

真成山 蓮池院 報恩寺 仙臺市東九番丁 住職 西谷俊澄

- 一宗派 淨土宗
- 一本山 下野國大澤圓通寺
- 一本尊 阿彌陀如來
- 一本會 脇佛 二十五菩薩
- 一本堂 間口六間奥行六間半
- 一庫裏 間口五間奥行九間
- 一境内 八百六十六坪
- 一墓地 三反五畝十五步
- 一財産 田壹町壹反貳畝九步 基本金八十圓
- 一墓碑 長進上人墓(當寺開山) 古田藏人墓(當山開墓) 其他古田家歴代墓(舊門閥) 齋藤小三郎墓(醫師)
- 齋藤小三郎墓(乘馬名手) 今野莊石工門墓并碑 齋藤永頼墓 齋藤永俊墓 佐藤誠治墓(征露戰死)
- 高橋忠藏墓(同上) 畑山克墓(同上) 畑山新墓(同上) 深谷甲子太郎墓(征清戰死) 黒澤嫡墓(歩兵大尉)
- 一檀家 中島 幸治 工藤松治郎 工藤 亦七 佐藤 彦治(以上惣代) 今野 新作・佐藤 勘七
- 高橋 とよ 中林 ひさ 湯原 精一 丸山 茂助 大野竹四郎 佐藤 惣七 高橋兵太夫 大川多利吉
- 新妻 胤嘉 梅津 弘毅(支倉 文彌 阿部源五郎 下山正治郎 高橋 榮吉 高橋 祐吉 渡邊 鶴治
- 山田喜之助 近藤又左工門 大越朝治 小野寺多利助 高橋正五郎 山崎中藏 杉浦國三郎 松村 孝造
- 中鉢五郎治 沼田 久吉 立川彦治郎 松谷菊太郎 竹澤山右工門 山口清藏 及川留五郎 須藤 常吉
- 菅野榮五郎 懋斗 善吉 千葉 直 沼田 つね 笠原 長保 神孫子徳石工門 新谷直次 黒澤 準
- 安藤 武雄 濱田 むめ 高橋 喜藏 龜岡養平 内藤惣兵衛 熊谷熊吉 須藤豊三郎 佐々木忠右衛門

- 上野 さた 大友 梅館 坂野武治郎 奈須野才治 清野眞太郎 清水善兵衛 細谷 直吉 伊藤 鶴松
- 桐澤 長裕 仁科 寅松 井手武五郎 梅津 武次 福田和之助 石垣 熊吉 阿部儀之助 松本軍治郎
- 桂山 信敬 木川田良太 深谷長太郎 澤田 與喜 高橋 金作 氣仙 忠治 中島榮之助 茂泉 廣行
- 茂泉 喜吉 菊地喜平治 菊地 米藏 日野 周助 落合保之座 高橋 清治 齋藤秀三郎 茂泉宇平太
- 畑山喜平太 片平 圭治 庄司 利平 熊谷 萬吉 岸 新三郎 高橋忠兵衛 土井勇五郎 村田 文三
- 菅原太兵衛 磯部 亮通 梅津 忠吉 入内島わか 半澤 よね 本間 こと 白石 大治 菊地 よね
- 渡邊 長吉 若生 新藏 佐久間虎吉 伊澤 熊治 小關準太郎 武田 藤松 沼田勘九郎 菅野三四郎
- 佐藤 讓 松川 敏胤 早坂仁右衛門 沼田久右衛門 津田十郎右工門 木川田常右工門

一由緒 寺院明細帳には「弘化年中火災に罹り建立年月知るに由なしと雖も長進上人開山なりと云ふ」とあり○封内風土記には「真成山報恩寺は八塚に在り浄土宗にして下野州大澤邑圓通寺の末寺なり長進と號する僧開山たり其年月を詳にせず後西院帝の万治二年に長進示寂す」とあり○當寺の記録に據れば創立は寛文九年六月廿二日にして古田藏人之を開基し長進上人開山たりと見ゆ古田家は伊達家の門閥にして其家祿は八百石を領し其家格は着座に置かる○寺記には當寺は寛文九年の創立とあり風土記には長進上人は萬治二年に示寂すと見ゆ此萬治二年は寛文九年より十一年前なれば上人示寂後十一年にして當寺を創建せられたるものゝ如し是れ或は勸請開山ならんと云ひ或は當寺の記録は火災後に出来せしものなれば正確なるも

のとは認め難し故に當寺は上人示寂前の創立ならんと云ふ説もあり今は之を判断するの証據なきを以て斷案を下し難しと雖も寛文とあるは寛永の誤りなりとすれば相當し居るものゝ如し暫く疑を存して後考を待つこととす○廿五菩薩は何時の頃より安置せられしものなるや今文献の徵す可きものなしと雖も門前に長方形の石柱を建て之れに二十五菩薩と刻し案内の標識とせられたるものあり此石は上野屋新三郎なる者數代名掛丁に住み古道具類を商賣し居たるが其向屋敷に住める狂人の爲めに文政六年不慮の横死を遂げたれば當時之を哀悼せる同業者等は新三郎が生前廿五菩薩安置に盡力せしを以て其供養の爲めに之を建設したりと云ひ傳ふ果して然らば此菩薩は文化約百年前の頃安置せられしものと見るを得べし弘化二年の火災後和尚は此菩薩中の半焼佛像を背負ひ勸化したりと云へば此菩薩も當時其災に罹りたるを知り即ち現今安置しある廿五菩薩は火災後新に製作したるものにして其金泥の如きも全体に塗るに至らずして安置せらるゝを見れば金泥の價格貴くし容易に塗り去る能はず漸次其工事を進むるの方針を執り居たるに其當時の和尚は未だ全く成功するに至らずして示寂し其後の任職は代を重ねること現任まで七代歳月を閲みすること六十有餘年の久しきに亘るも僧俗一人の其遺志を繼ぐ者なく今日に至るも依然として其工事尚は半途に在るは遺憾の至りと謂ふ可し今日より想像するに此廿五菩薩は昔時に在りては頗る數多き信徒を有し餘程盛んなりしものなるを知らるゝなり○當寺は法燈第十五世好圓了和尚の住持たりし時即ち弘化二年(六十二年前)に不幸にして回祿の災に罹り本堂庫裏等を始め記録書類に至るまで悉く烏有に歸せり圓了和尚

は深く之を遺憾とし自ら托鉢し或は半焼の佛像を背負ひ諸方を勸進し其收得する所を積む等具に慘怛たる經營を爲せり當時の大檀家にて山崎平五郎と云へるあり世々國分町に住し伊達家の生産方と稱する今の産馬組合の如きものゝ專賣買株を有し頗る富裕を極め居りしかば此人等は率先して和尚を外護し即ち再建の計畫を策せり然るに由來當寺の檀家は伊達家の大工職に在る者多かりしを以て是等の者には其勞役に服せしめ材木は境内の立木を伐採し資力ある者は其費用を支ふる事とし火災後數年ならずして再建の工事に着手する事を得たり而も大工の棟梁等は各其弟子を引率し來り勞役に服したるを以て工費を要すること意外に少額にして本堂庫裏の如きは以前に比して數等優る所の建築を見るに至れりと云ふ此の如くにして本堂庫裏は落成せるも山門は未だ以て建築するの場合に至らず而して如何なる事情やありけん茲に山崎氏は和尚の合む所となり自然其工事を中止すること數年に及び然るに茲にまた山崎氏に取りては和尚の手を煩はさる可からざる事出來せり和尚之を動機として多年の含みを不言の間に發せしかば山崎氏も大に悟る所あり茲に獨力を以て山門を建築し寄付するに至れりと云ふ故に山門に至る迄の落成は火災後約十年の星霜を閲みせりと云へば今の伽藍は安政の末年に竣功したるものと見るを得べきなり○明治七八年の頃なりき本堂庫裏に破損の箇所を生じたるを以て境内の立木を伐採し之を修繕せり然るに當時の和尚惣代等は誤て入用以外の立木を伐採したるを以て端なくも檀家中より之を指摘し紛議を起すに至れり此時佐藤彦治中島某氏等周旋盡力する所あり惣代より餘分の材木代として金七拾圓を辨償せしめ事なきを得たり爾來此

金は預金となし必要に際しては之を使用せしことあれども何時も之を補填し今や其元金を八拾圓と爲し地方廳及本山に報告して其本財産と爲すに至れり○明治紀元以來當寺は不幸にして住職其和尚を得ず或は責任を知らざるが如き者あり或は破戒の行爲ある者等あり偶々良和尚の來り住するあれば忽ちにして他に轉じ去り其交代の頻繁なる献身して此寺に盡す者ある無く從て檀家も亦自然心を寄する者少なく志ある者は久しく之を慨嘆し居たるか明治三十二年現任職大僧都西谷俊澄和尚の來りて當山の法燈第二十二世を踏襲するや能く其本分を守り檀家に接する親切丁寧なりしを以て檀家も住職其和尚を得たるを喜び一層歸依の念を厚ふするに至れり和尚の赴任せらるゝや木堂庫裏ども大に破損し居りければ和尚は之れが修繕を以て惣代等に協議するや惣代等は直に之を領し檀家の寄附を請ひ明治卅四年早春を以て着手し内外に大修繕を加ふ其費額四百餘圓を要せり又和尚は當寺には從來維持の財産なきを憂ひ檀家の重立ちたる人々を勸奨したるに今野みは子卒先之を賛成したれば惣代等は先づ之れに附和し明治卅八年十月を以て田地壹町四畝貳拾三步を寄附せらるゝに至れり其購入代金は殆んど壹千圓に上れり此寄附者の内譯を掲ぐれば今野みは子及工藤松次郎氏は各叁反壹畝拾三步つ、工藤亦七氏は貳反貳畝九步中島幸治氏は壹反五畝貳拾壹步佐藤彦治氏は五畝七步なりとす和尚は當時更に檀家一同よりも此種の寄附を募らんとする計畫ありしも當時偶々凶作の聲に遠慮し暫く見合せ置きしも時機の熟するあれば進んで此計畫を實行せんと期し居れりと云ふ是等の寄附者は固より其菩提寺の爲めにするや言を待たすと雖も和尚の有徳にして之を誘致するものあるに

非すんば焉んぞ能く此に至るを得んや和尚の有徳已に此の如しとすれば今後の計畫も亦之を遂行し得るや疑なき所なりとす○當寺の墓碑にて特に人の目を注かしむるもの三あり其一は古田家の墓なり是は伊達家の門閥なれば大にして立派なる石を建てあるを以てなり次は今野莊右衛門氏の碑なり稻井石にて高さ七尺餘あり巾之れに叶ふ其文は佐々木巴溪氏の撰并書する所なり第三を齋藤永頼氏の墓とす白蠟石にて表面の額に英字を刻せり堅牢なる金綱を張り被害を防ぐ其石已に其比を見ず况んや英字を刻するに至りては仙臺に於ける墓石の嚆矢とするならんか聞説く今より百有餘年前七北田の刑場に於て死体を解剖し之れが記念碑を建て蘭字を刻せるものありしと日本の解剖は蘭醫より濫觴せしを以て蘭字を用ひて文を刻せるものなるべく人之を珍とせしが何時の頃よりか其碑村人岡某の手に入り在りしを明治二十三年の頃同人の宅出水の爲めに毀はれ其際紛失せりと云ふ果して事實なりとせば惜むべきの至りなり是は碑にして齋藤氏のは墓石に刻せるの相違あるまでなり同氏の息秀三郎氏は東京に在りて有名の英學者なれば此の破天荒の事を爲せしものならんか

一境内佛堂 辨天堂一字あり壹間四面にして蓮池の中央に建つ辨財天を祭る其由緒詳ならずと雖も今口碑に傳ふる所を記さんに當寺の住職にて深く金華山の辨財天を信仰せし者あり一朝發願の事あり月詣りを爲すこと數年に及び曾て一度も怠りしことなし然るに和尚の年齢は漸く老境に迫り風雨惡路の時酷暑烈暑の際には殊に困難を覺へ居りしが一夜夢に辨財天を見る是れ和尚が平生信仰する所の金華山の辨財天なり曰く

和尙汝の信仰は深く之を嘉みし且つ其發願の次第は之を納る但し和尙が毎月一回の來山は老齡に及び頗る大儀なるを憐む故に其至情を察し吾が分身を授くべければ尙ほ今一回來山す可しとありければ和尙夢醒て奇異の思あり是れ必ず多年信仰の感應ならんと更に金華山に參詣したるに同山の和尙も亦同様の夢告あり貴僧の來るを待つこと久しと即ち兩和尙相携て辨財天を安置する所の厨子を開けば果して平生壹体の尊像分身して兩体となり居れり和尙大に喜ひ之を請け歸り來りて當寺の境内に在る蓮池の中央に小島を築きて小堂を建て、之を安置せりと云ふ今や記録の微すべきもなく其年代及和尙の名を逸するは遺憾と云ふ可し○當寺の通稱を蓮池（フシイ）と曰ひ寺名よりも其通稱を以て名高し

一傳記 佐藤誠治氏は仙臺市米ヶ袋廣丁佐藤彦治氏の三男にして明治二十九年陸軍士官候補生となり同三十二年少尉に任じ第三十七聯隊に附せられ正八位に叙し全三十四年中尉に任じ第二十七聯隊付に轉じ全三十五年從七位に叙し全三十七年征露の役起るや十一月大坂港を發し清國大連に上陸し中隊長となり全月二十六日始て旅順口揚家屯の戦闘に参加し全月三十日大尉に任じ功五級金鷄勳章勳六等單光旭日章を授けられ名譽の戦死を遂ぐ○征露の役起るや仙臺市靈屋下畑山氏一家にて從軍者二人を出し一は叔父にして新氏と云ひ一は甥にして克氏と云ふ新氏は父を喜平太と云ひ歩兵第四聯隊第一中隊に屬し明治三十七年九月二日清國甜水站附近に戦死し克氏は父を宇太郎氏と云へ第二十九聯隊第四中隊に屬し明治三十八年三月三日清國大高臺山附近に戦死す征露の役同情に堪へざるもの多しと雖も畑山氏の如き叔甥二人を從軍せしめ而か

も二人とも國難に忠死せしが如きは尤も世の同情を受く可き者にして其忠勇義烈は大に表彰するに足るものなり

## 法輪院

仙臺市東九番丁 住職 中村日誠

- 一宗派 日蓮宗
- 一本山 仙臺市孝勝寺
- 一本尊 十界曼荼羅并鬼子母神
- 一本堂 間口二間奥行三間
- 一庫裏 間口四間奥行三間
- 一境内 二百二拾坪
- 一墓地 四畝拾八歩
- 一檀家 伊藤 榕齋 菊地 末治 遠藤茂兵衛(以上惣代)
- 越後榮三郎 越後 惣吉 小幡 幸吉 鹿野 軍平 鹿野 軍太 木村 寅治 今野辰五郎 石井喜三郎
- 中島 せい 高橋 東吉 小澤順三郎 平澤 政治 伊藤 玉吉 針生 留治 伊藤 善助 佐々木金藏
- 岸富 清吉 赤間 小幡 幸造 伏見 今野 三也 千葉 金七 我妻 利吉 相澤 甚吉
- 行方 不明

一由緒 寺院明細帳には「萬治二年(二百四十八年前)二月本山孝勝寺十二世日達上人の開基にして伊達綱宗之を創立すと云ふ」と有り○封内風土記には「法輪院は孝勝寺中興日達上人の開基にして其年月を詳にせず」と有り○當寺は舊と本山孝勝寺の塔頭なりしが明治の初年に至り其末寺となる當寺の檀家は其軒數を算すれば四十餘戸に上りあるも前項檀家の欄に記せる人名の外は其行術不明又は一家斷絶し居る者のみなり

れば目下は其維持に困難し居れりと云ふ

### 金剛山 寶性院

仙臺市南染師町 住職 相澤優盛

一宗派 眞言宗

一本山 山城國宇治郡下隣村三寶院

一本尊 愛染明王丈五尺(腹籠丈五寸)

一本堂 間口二間半奥行三間 一庫裏 間口二間奥行三間

一境内 百六十五坪

一級口 毎年陰曆五月廿六日

一信徒惣代 砂澤 増吉 庄司 豊吉 須藤 喜六 細谷與惣治

一由緒 寺院明細帳には「不詳と雖も元修驗なり明治五年相澤覺龍に至て眞言宗に歸入す」とあり○舊藩祖

政宗卿の城を仙臺に移さるゝや附隨し來る者頗る多數なり其内に染師の一團あり最初之を越路に置かる寛永十三年伊達家の祖廟を越路に築くや更に屋敷(他所に比して半間丈け廣げ割當てらる是れ干場を要する爲めか)を賜はりて當町に居住せしめらる然るに當町には染師町川即ち七郷川の中央を貫通し在り加之其水質頗る染物に適し居ると染師業者の居所としては極めて恰好の場所なるを以て遂に永住することとなり南染師町の稱これより出づ當時此町に移住したる染師にて伊達家に附隨し來る者六軒あり之を伊達御供と稱し之れと相前後して當町に住居し同業を營む者十一軒あり之を古人と云ふ○伊達家に於ては當町の染業者には特別の取扱あり大町商店の染物は必ず當町に於て引受くるの制を立てられあり又他町に於て染師業を營む者は當町檢断の許諾を得るにあらざれば其業を營む能はざることとなり居り是等他町の營

業者は役と稱して一種の税金を當町に納むる事となり居れり其軒數五十二軒にして其金額百餘兩(今の千餘圓に當る)に達せりと云ふ慶安二年(約二百五十八年前)染師御免判と稱するものを下付せられ子孫永く此業を營むことを免許せらる○是等染師業者の永く相居住するや其營業の繁盛と町内の幸福とを祈らんか爲めに同人等相協議して町内鎮護の神を祭ることし惣代を派し京都三條通三條法門愛染町より今の本尊愛染明王を奉じ寛文四年(或は元文と曰ひ或は寛政と曰ふ記録の微すべきものなき故判明せず)五月廿六日を以て今の地に安置するに至れりと云ふ○其後年を追ふて町内繁榮するに従ひ屢々藩主より染物の御用(無代價にて上納する事)を命ぜらる今其重なるものを擧ぐれば明曆三四兩年(約二百四十五六年前)に布木綿取合せ千八百八反麻細引貳百貳拾六貫餘(此染代金五百貳拾五貫餘無償)寛文九年(二百卅八年前)に足輕小人等の法皮千九百人前(此時も無償なりしが追て貳百五拾貫下賜)元録元二兩年(約二百十八九年前)に伊達家に於て日光普請用として反物千反餘其外布麻細引寄系馬道具等(此染代金四百拾三貫餘無償)を染め上納したる事等あり其後常町に永年居住し上記の如き御用を勤めたる者等には其功勞の報賞として寛政四年(百十五年前)には藩主に接見を許され文化九年(九十五年前)には苗字を許さるゝ等又早くより袖紋を許されたるか如き特別の取扱を爲されたるは一二に止まらざりしと云ふ○當町は西北方より襲ひ來る火災にて數度類焼の難に罹り當院も亦屢々烏有に歸せしも何時も本尊愛染明王は其災難を免かれ其冥護は染師營業の繁榮と町内の幸福とを増加するに至りければ町民等の信仰は云ふに及ばず特に染師營業者は遠近を問はず

參詣するに至れり然るに其後何時の頃にやありけん當院の別當に不行跡の者あり窃に本尊腹籠りの小像を取出し上染師町にて藍間屋を營む萬屋と云へるに典物したるに同家の主人より當町板橋文四郎なる者に向ひ之を戻さんと相談ありければ文四郎大に喜び之を町内に協議したるに町内の者等も亦大に萬屋主人の厚意を多とし盛儀を供へて之を迎ふる事とし町内の若者等は一同の法皮を着し荒町毘沙門堂の御輿を飯り股賑に迎ひ來りて再び安置するに至れり是れ即ち安政年間（約五十五六年前）の事に屬せり○其後文久年中（約四十四五年前）鈴木卯平鈴木幸吉細谷惣治郎庄司與五工門等世話人となり本堂に大修繕を加へたる事あり此時細谷惣治郎氏願主となり藍屋三郎治（名取郡相之釜濱）鈴木屋松太郎同幸吉伊藤屋平五郎武田屋安治郎七浦屋理惣治等の諸氏世話人となり打鐘壹個を奉納したる事あり此事實は打鐘に彫刻しあるを以て之を知ることを得たり又此打鐘は今に當院の什具として明王の前に備へ置き祈禱の際には日夜幾回となく使用し居れり○現今の本堂は文久年中に大修繕を施したるのみにて其後目立たる修繕を加へず今日至りければ其堂宇は以て愛染明王の威嚴を保つに足らざれば町民其他信仰者等は大に之を遺憾とし改築の企てありしも其内征露の役起り續て凶作なりしを以て暫く見合せ居りしが近年當町に於て染師町川を利用し常磐紺形染と稱する一種の特産を出し之れか爲めに當町の染業一層繁昌するに至りければ愈愛染明王の威徳を感じ遠からず其威徳に報ゆるの企圖を爲さんとするの計畫ありと云ふ當院信徒惣代の一人なる須藤喜六氏の如きは熱心に之れを唱道し居れりと云ふ○因に記す當町伊達御供古人等の後裔は明治の初年迄は連綿として

繼續し來りしが最近二三十年間に變遷甚しく伊達御供六軒の内にて當町に現存する者は遠藤富藏氏のみにして紺野長左工門氏の後裔は南材木町に轉じ狹屋を營み板橋利右工門氏の跡は長町に移り仕立を業とせり又古人にて同町に残り居るは庄司豊吉紺野平藏鈴木文左工門氏の後裔吉兵工卯助等の諸氏のみなり

井光山 寶泉寺

仙臺市新坂通 住職（兼務） 早坂祐欣

- 一宗派 淨土宗
- 一本山 岩城山崎專稱寺
- 一本尊 阿彌陀如來
- 一本堂 間口一間半奥行貳間
- 一庫裏 間口一間半奥行貳間
- 一境内 壹反五畝九步
- 一墓地 六反貳畝貳步
- 一檀家 湯村 眞吾 針生治三郎 安藤今朝藏（以上惣代）
- 永井作左工門 鈴木 榮八 關 美之 玉川政之助 早坂 かつ 熊谷助三郎 松岡治五右工門
- 一由緒 寺院明細帳には「元文三年の建立にして良懷和尚開山なりと云ふ」と有り○封内風土記には「井光山來迎院寶泉寺は北山に在り淨土宗にして岩城山崎專稱寺の末寺なり後陽成帝の慶長六年專運社良傳上人袋髮和尚の開山なり」と有り○當寺の檀家は明治前は三十餘戸ありしが明治に入て以來は是等の檀家も流離する者多く今日に至りては僅に十有餘戸を有するに過ぎざれば住職の如きも隣寺なる莊嚴寺より兼務するを例とせり○當寺はもと鹿の子清水に創立せらるる故に同清水はもと當寺の井水なりしなり伊達政宗卿深く茶の湯を好まれ其の茶の湯には多くは當寺の井水即ち鹿の子清水を汲ましめられしと云ふ故に當寺の寺



號なる寶泉の二字は此の緣故に因り政宗卿より賜ふ所なり其の後故あり當寺を今の地に移さるゝや井を穿ちたるに近傍になき清水を涌出せり此の井水も亦た政宗卿の茶の湯水に汲されし事あり故に世人は傳へて鹿の子清水の井水當寺の移轉と共に附き來れりと云ふ此の井水は不思議にも當寺若くは當寺の近傍に變事ある時は其前兆として色を變せりと云ひ傳ふ今の願寺住職深山運海師の慶應年中職に當寺に住するや常に清淨透明の井水は一時に其の量を減じて赤色を帶べり此の井水の變は即ち變事の前兆なりと聞き居たる深山師は之れを見て思ひらく是れ必ず火災の前兆ならんと深く火を警めたり然るに何んぞ圖らん隣寺稱念寺の住職某なる者人を殺し其の近傍を騒かしたる事あり此の變事ありたる日の晩に至り井水は遽かに涌出し來りて平生に復せりと云ふ因に其の殺人の事を記さんに當時稱念寺の住職某なる者濁酒を密造せり雲助(無賴漢)らしき者二人密かに之れを聞知し恐喝して財を得んとし住職に迫る住職は之れを拒絶したるを以て互に争闘し遂に雲助等二人は住職の斬る所となりしなりと云ふ○當寺の創立に就ては明細帳には元文三年(百六十九年前)とあり風土記には慶長六年(二百六十年前)とあり之を案するに當寺は其の山號より見るも寺名より考ふるも前段に記す所のもと鹿の子清水に建立せられ後今の地に移り其の地にまた名水の涌出したる等の事實より推察するも當寺の井水は舊仙臺藩祖政宗卿の茶の湯水に用ゐられ是より名水たるに至りしに起因せしものなる可く果して然らば當寺の創立は風土記に記載する所の慶長六年を以て當れるものと見るを得べきなり

上方山 日淨寺

仙臺市堤町 住職 小笠原日恭

- 一宗派 日蓮宗富士派 一本山 山城國愛宕郡法皇寺村要法寺 一本堂 間口二間奥行五間
- 一本尊 十界勸請板曼荼羅 宗祖日蓮上人 宗祖日興上人 一庫裏 間口五間奥行三間
- 一境内 四百餘坪 一墓地 壹反七畝歩
- 一什寶 宗祖日蓮上人眞筆(曼荼羅) 開山日興上人眞筆(同上)
- 一墓碑 日行上人墓(當寺開山) 上村萬右衛門墓(堤燒開祖) 坂英力墓(舊藩門閤)
- 一檀家 早井 亞幹 山川恒五郎 中野 清七 村上 直藏 星五郎左衛門(以上惣代) 坂 琢治 賀川たけよ 橋川賢次 日下 博道 白根澤麟三郎 正木國五郎 佐々木幸之助 西村國保 早井 亞祥 一條 十郎 木村 成治 山川平左衛門 佐藤順四郎 石田重太郎 齋藤 金治 大塙 幸吉 伊藤 喜吉 山田しげよ 宇澤 義近 早山作之助 須田 幸則 伊勢喜之助 山田 權吉 砂子 重平 原 利平 佐藤 吉治 高橋長之助 安達 共七 三浦 勇造 砂子勘五郎 小野寺庄八 小平 元齡 本間 主貞 本間 主名 阿部 たつ 本間 主信 正木 眞治 正木龜三郎 三島 清作 菅原 米造 星 惣治 千葉 喜一 今野 龜吉 今野 宗助 石田 させ 高橋 庄吉 内ヶ崎嘉造 伊東 祐雅 伊東 利正 早坂 茂七

星 幸次郎 石田常一郎 石田 文吉 石田 文治 小林吉左衛門

一信徒 猪股 昌一 黒田 榮助 後藤喜之助 伊藤長次郎 東條保太郎 大泉儀左衛門 澁谷彌五郎

大久權右衛門 關村 幸吉 本多 勝安 西方 助吉 星野松太郎 長江 清介 石橋甲子郎

志子田幸三郎 丸田庄八郎 丸田祐五郎 春日 廣安 菅原 なか

一由緒 寺院明細帳には「寛永二十年(二百六十四年前)伊達氏の臣瀬上丹後守時綱の創立よして好學院日行開山なり日行は時綱の臣にして同區荒町佛眼寺住持達行院に從て得度し時綱の法號を日淨と云ふ故に以て寺を日淨と號すと云ふ天明元年(百二十六年)十月十日久遠院日澄に至り回祿の災あり同八年十一世時開院日倚之を再興せりと云ふ」と有り○封内風土記には「上方山日淨寺は城北に在り日蓮宗にして京都要法寺の末寺なり日行上人の開山にして其年月を詳かにせず瀬上丹後の創建にして舊は佛眼寺の末寺なりしか靈元帝の延寶中(約二百六十年前)要法寺の末寺と爲る」と有り○富山第十七世を圓定坊日壽師と云ひ文久三年より明治六年まで職に當寺に住持たること十有一年熱心に當寺を興隆せしめんとし種々の方法を講じ淨財を蓄積すること萬金を以て數ふるに至る因て徐ろに本堂庫裏山門等を新築せんとし諸材木を集むること積て山を爲し其外本堂の裝飾に用ゆる彫刻物を調製せしむること多年なりければ其用意周到り將に建築に着手せんとするや二豎の冒す所となり示寂せらるゝに至れり今日當寺に残存する所の本堂の圖面及彫刻物等を見るゝ其規模の大なる看者をして驚嘆せしむるものあり然れども惜い哉事業未だ半ばならずして

斃れ當時其の法燈を繼ぐ者なかりしより其蓄財は徒らよ他人の有に歸し其規模は空しく宏大なる設計を餘すのみに終れり其後住職なきこと殆んど二十有三四年の長日月に亘り此間責任なき留守居のみを置きたれば日壽師の蓄へ置きたる材木は或は風雨の腐蝕する所となり或は一時の便宜の爲め賣却する等の事あり明治二十七年現住職たる小笠原日恭師當山第十八世の法燈を繼ぎ遠く讃岐より來りて住持するや當寺の荒廢は殆んど其極に達し日恭師五尺の一身を容るゝ室だもなき有様なれば師も一時は殆んど望みを絶ち將に歸國せんとするや當時佛眼寺の住職たりし信本法智師を始め當寺の檀家惣代たる早井山川中野村上等の諸氏は懇篤に日恭師を慰め直に應急の修理を加ふ可ければ暫く忍耐せられたしと即ち工事に着手し茲に漸く師を容るゝに足る丈の營繕を施し師を待つこと頗ふる懇切を極めしかば師も亦た之れに氣を乗せられ爾來星霜を閱みすること十有三年此の間明治二十七年より三十三年迄に本堂庫裏所鐘樓敷石等を修理し明治三十四年より五間半に三間の奥坐敷及裏所を改築する等其費額總計五百有餘圓を要し明治三十五年來基本財産造成の方法を講じ第一期事業として田地六反歩餘を購入し永久寺有の財産とする等今日に至りては稍々其基礎を固ふするに至れり是等は皆これ日恭師の日夜苦心經營したる結果なると檀家惣代たる早井氏等外護の功勞と檀家一同の篤志に出づるものと謂つ可きなり○日恭師は以上に述ぶるが如く本堂庫裏以下の營繕を爲し之れに亞くに當寺維持の基礎も半ばは之れを立つることを得るに至りたれば此上は若々歩を進めて山門新築の企圖を畫し近き將來に於て之を遂行せんとし今や熱心盡力せられつゝあり日恭師は其

齡二十三歳にして當寺の住職となり今日に至る迄居ること十有三年未だ三十有六歳の壯年なるも單身當寺に住居し一意専心僧侶たるの本分を竭さんとし平素讀經の外は念頭常に當寺の經營あるのみ檀家五十前後の小寺にて而かも荒廢多年に亘るものをして今日あらしむるに至りしは當寺中興其人を得たりと謂ふ可し一什寶 當寺に於て什寶とする曼茶羅は二幅あり一は日蓮上人の眞筆なるも其由來傳はらず他の一は後醍醐天皇の元應三年(五百八十六年前)二月十五日日興上人の揮毫せられし所にして元は佛眼寺の什寶たる兩幅中の一なり正徳二年(百九十五年前)佛眼寺に於て本堂を建立する時當寺の檀家にて俗名を小原儀兵衛と云ひ法名を法林院日周居士と云者あり其頃二日町に住し家世々呉服商を營み樹屋と稱し富裕の一家なりしが深く法華妙法の教を信じ居りしを以て金百兩を佛眼寺に寄附し屋根瓦一切の用途に供せり佛眼寺にては其篤志を報ゆるに此の曼茶羅を以てしたるなり儀兵衛更に施主となり之を當寺に奉備し永く當寺の什寶たらしめしものなり而して此の什寶は施主たる小原家に預り置きしか文化年中故陣出來せしを以て當時當寺の檀頭たる山川初代平十郎は信心堅固なるを以て之を預るとなり明治の初年に至りしが先住日壽師示寂後殆んど他人の劫略する所とならんとせしを日壽師は之を發見取戻したる上今は山川恒五郎氏に預り置けり一傳記 上村萬右衛門墓碣銘 皇國製陶の事大古は逸たり寶徳中(約四百五十六七年前)京都の澁谷元吉釉單の法を發明し天正慶長の間(約三百三十年より三百年前)陶工正意萬右衛門宗伯六左衛門等の良工輩出し寛永中(約二百七八十年前)中野野村清兵衛緒方乾山等製出する所の各種の陶器弘く世に布かる元祿中上村万

右衛門江戸より仙臺に來り窯を城北の杉山に築き以て陶器を創製す當時伊達肯山公は英資超逸にして心を政治に盡し服食器財の具は皆之を封内に取らんことを期し屢々遊獵に托して怨を察所と拵けて其製陶を見る命じて茶器を作らしむ万右衛門精勵竟に能く其効を奏すと云ふ公は又嘗て釉藥の法を市郎兵衛なる者に授く堤町の人中野清七今其書を藏す然れども斷簡殘牘にして其由を審にする能はざるなり清七の家は久しく製陶を以て業と爲す余嘗て其家に到り一大花瓶を觀たるに塗るに漆を以てす宛として黒釉を施す者の如し傳へ言ふ万右衛門以前の物は保れりと蓋し此地古より土器を製し杉山燒の稱あり文化中(約百年前)遠州の人菅原善右衛門來りて廢窯を興し専ら器甕の類を製し安政中(約五十年前)緒方乾山より六世の後三浦乾也なる者洋式造船を以て聘せらる乾也固より製陶に精し陶工庄司義忠之れに師事し其秘訣を極め乾馬と稱し茶器を製するに其巧みなるも京窯に譲らず名聲籍甚たり之を要するに仙臺の製陶業は時に隆替ありと雖も今日の盛を致す者萬右衛門の功は没す可らざるなり明治廿一年縣にて陶工某を召して此地製陶の起源を訊ふも文書の徴す可き者なし庄司乾馬舊記及口碑の證とするに足る者を集めて以て報す此の時に當り堤町日淨寺に就て萬右衛門の墓碣を尋ね搜索すれども得ざりしが明治卅一年に至り偶然にも一小碑を土中に獲たり題して妙法道喜靈と曰ふ傍らに刻して曰く正徳五年(百九十二年前)十二月朔日武州江戸金立山上村萬右衛門と稱者本寺の主僧小笠原日恭中野清七等と謀り碑を建て以て不朽に傳へんとす余其翠を贊し仰て先公の遺徳を思ひ伏して斯業の益々盛なるを喜ぶ仍て係るは銘を以てす。製作經營。承太守意。窯業一開。

日用悉備。澤洩四境。民被大利。爰勒貞珉。不朽其事。(早井亞幹撰原漢文)

惠日山 遍照寺 仙臺市連坊小路 住職(兼務) 網代智明

一宗派 新義真言宗豊山派 一本山 山城國智積院 一本尊 不動明王

一本堂 間口一間奥行二間 一庫裏 間口二間半奥行二間 一境内 八十餘坪

一墓地 七畝五步餘 一什寶 鈴及五鈷(明治卅八年國寶調査) 一文覺上人所持法杖一個

金胎兩部曼陀羅二幅(密書極彩色掛物) 弘法大師真筆一幅(利劍の名號) 祐天上人真筆一幅(名號) 植宗公以來朱

黒印十二通、其他知行目録、血脈書、印一書、寺格書、御割付書等

一檀家 小野儀三郎 遠藤 安壽 男澤文次郎(以上惣代) 櫻田 保 佐藤 善也 男澤新之丞

一由緒 寺院明細帳には「寛永十九年(二百六十五年前)伊達政宗の建立にして同廿年四月長照法印入寺開山なりと云ふ」とあり△封内風土記には「惠日山遍照寺は連坊小路に在り真言宗にして城州醍醐報恩院の末寺なり何時何人の開山たるを詳みせず傳に曰く當家古來の祈願處にして先君常州中邑に居るときは則ち寺は下野州芳賀郡山尾に在り羽州米澤城に居るときは則ち寺は下長井莊の宮と號する地にあり六供門前の市店あり末寺門徒も許多あり米澤に在るときは則ち宥日法印の開山なり當寺はもと高野山の末寺なりしが靈元帝の貞享元年(二百廿三年前)前住照長法印なる者報恩院前大僧正有雅の法流を相續し爾來報恩院の末寺

どなる廿四石の地を寄付せらる」とあり○當寺は伊達家の遠祖念西公の常州中邑に居らるゝ頃より祈願所として建立せられたる所なれば明細帳に寛永十九年政宗卿の建立とあるは創立にあらずして此の時を以て仙臺に移轉し中興せられたるものと見るを至當なりとす○當寺は伊達家の祈願所なれば明治前は其寺格を若座に置かれ其寺祿と其他の取入とを以て優に大寺たるの面目を保ち居りしが一朝伊達家の外護を失ふや住職も亦其和尙を得ず敷地を始め本堂庫裏より佛像什寶に至る迄悉皆賣却し去りたり鈴及五鈷は幸に伊達家に保管せられたるを以て今日に傳ふるを得たりしも其他の寶物は或は典物し或は古物商の手に入りしを小野菊治氏明治八年惣代となるや深く其散逸を惜み大に盡力する所あり漸くして什寶の目録に収むる所の諸品を回収し僅に之を保存するを得るに至れりと云ふ○當寺は檀家僅少なれば獨立して住職を置く能はず而も當寺と同宗同派の寺院は仙臺市には之なきのみならず縣内を通して僅に三ヶ寺ありと云ふも何れも獨立し能はざる小寺のみあれば荒町滿福寺は智山派にて當院とは派を異にするも己を得ず其兼務を托し在りしが明治卅九年二月より今の住職網代智明師が福嶋縣福嶋町の眞淨院より遙に當寺を兼務することとなり一什寶 封内風土記に曰く「什物又は(一)高麗書金の胎兩部曼陀羅二幅あり貞山君高麗より歸陣の際齎し來りて寄付する所なり(二)弘法大師桓武帝の勅を奉じて延暦廿三年(千二百三三年前)に入唐し青龍寺惠果和尙より密法を傳授し附屬する所の諸具の鈴及び五鈷を藏す此の二品は後花園帝の永享八年(四百七十一年前)高野山の宥遍法印より宥日法印に附屬したるものあり(三)高雄文覺上人の護持佛は智證の造ら所不動尊

の像にして又文覺上人所持の法杖等あり」と○鈴及五鈷の由来として當寺に傳ふる所にて風土記に所載以外を記さん此兩品は弘法大師大同元年十月唐より歸朝の時携へ來りて最初は之を醍醐山に納められしが其後高野山に納め置きしを宥日法印高野山に參詣したる時不思議の奇特あり託宣に依り天野四所明神の額を書せり此時滿山の衆徒評定の上宥日法印に授けらるる之を永享丙丁年なりとす弘法大師より宥日法師に至る迄廿五代其間年數六百五十三年にして宥日以來二百廿餘年なりと有り案するに永享に丙丁の年なし丙辰の誤りならんか果して丙辰なりとすれば風土記の永享八年に相當せり宥日以來の年數は此由来書を作りたる時を以て算せしならんか先年國寶調査會を設置せらるゝや此の兩品は其調査品中に入り居りしが明治卅八年六月を以て國寶に編入せられ甲種三等に指定せらる同年八月内務大臣より博物館に出陳を命ぜられ爾來同館に陳列せらる○現今宮城縣内にて國寶に編入せられ有りしは此兩品の外は僅に龍寶寺の釋尊像あるのみなれば斯る貴重品を有する當寺は實に名譽の至と云ふ可し此名譽は即ち昔時伊達家に於て當寺を創立せられたればこう此の名譽あるものなれば今日表面は當寺の寶物なるは勿論なるも裏面より窺ふ時は伊達家の有とも爲るものなり然るに當寺は檀家僅少にして維持の目途なきを以て動もすれば本山と合併せらるゝにあらざるやの懸念ありと云ふ若し萬一にも本山に合併せらるゝが如き事の有んか國寶も亦本山の有となるや必せり果して然らば事のわらんか永享の昔時より爰は四百七十有一年の長き間伊達家の米澤に任じせられしより其祈願所の重寶として保存せられしもの一朝として無意味と他の有と爲る有んか其遺憾幾何

どや莫くは檀家の奮發と伊達家の一顧と舊藩中並に有志者の同情とを以て當寺維持の方法を建てられ此の國寶として永く仙臺の花たらしめられんことを渴望の至に堪ざるなり

光明山 遍照寺

仙臺市東九番丁 住職(兼務) 山村靈温

- 一宗派 淨土宗
- 一本寺 磐城磐前郡山崎村專稱寺
- 一本尊 阿彌陀如來
- 一本堂 間口四間半奥行五間半
- 一庫裏 間口二間奥行二間半
- 一境内 三百十三坪
- 一墓地 四反七畝十三歩
- 一什寶 松葉の曼陀羅
- 一檀家 今藤 清吾 山下 平吉 津田和兵衛 蛸 忠吉 木村 通(以上惣代) 遠藤 庸而
- 三浦 寛藏 佐藤 楳 三浦仁兵衛 三浦重兵工 高山 東馬 島田幸三郎 嶋田 三吉 京 萬吉
- 嶋田 金彌 武田長太郎 高橋 榮七 佐藤寅之助 蛸 翠次郎 蛸 忠助 岩沼 彌市 佐藤 喜内
- 伊藤 ゑな 片桐 要治 渡邊 源七 佐藤 政治 長田庄治郎 大久元之丞 佐藤助五郎 相原平之助
- 佐藤 喜藏 高橋 廣信 鈴木兵太郎 増子 得治 菅野 利吉 本郷助治郎 高橋 定七 小野寺駒吉
- 村上門十郎 長田庄右工門 菅原 柳吉 阿部 要治
- 一由緒 寺院明細帳には「寛文九年(二百卅八年前)嶋久藏及増子善治なる者の建立として良信上人を以て當

寺の開山となすと云ふ』とあり○封内風土記には『光明山遍照寺は八塚に在り浄土宗にして岩城專稱寺の末寺なり後水尾帝の寛永中(約二百七八十年前)良信和尚の開山なり』とあり○當寺の創立は風土記には寛永中とあり明細帳には寛文九年とあり兩書一様ならず依て良信上人示寂の年月を調ぶるゝ其位牌には當寺開山深道社良信義觀上人嶺山和尚寛文九年巳酉九月某日とあり故に明細帳を實際なりとすればト人は開山の年の九月示寂せられたるものゝ如く見ゆるも是れ恐くは上人示寂の年を以て開山の年と誤りたるものならん果して然らば風土記の寛永を以て創立年度とするを相當なりとす但し寛永は二十一年まで續きたれば其初年度より上人の示寂までを數ふれば四十五六年に亘り稍々長きに過ぐるの感あるも若し之を寛永の末年とすれば其間廿五六年に過ぎず故に寧ろ此方を相當なりと認むる所以なり○當寺は由來檀家少なく現在五十戸未滿の少數なれば獨立して住職を置く能はざるを以て久しく蓮池院報恩寺住職より兼務し居りしが明治三十二年より圓徳寺住職山村靈温師の兼務する所となり居れり

一什寶 松葉の曼陀羅は其由緒詳ならず今口傳に依り之を起さんに昔時伊達家の時代に身分賤しからざる家の婦人にて重罪を犯したる者あり久しく牢獄に投し置かれしが深く自己の罪を悔ひ其罪は到底死刑を免かる可らざるものなるを覺悟し此世に於ては逆も之を償ふ能はざる重き罪を犯せしも未來に於ては何卒阿彌陀如來の力を假りて幾分か之を償ふ事を得んと専心祈念しつゝ、自分の締め居る帯を解き之に松葉を針の代りに使用し刻苦して阿彌陀如來の尊像を縫ひ現はし獄中に在り内は熱心よ之を祈念し居りしが其罪も愈々

死刑と定まり各町を引廻はさるゝや恰も當寺の門前を通りたれば此時當寺の門前に在りし閻魔堂に投げ込み行きしものなりと云ふ之を松葉の曼陀羅と稱し毎年彼岸及盆よは之を本堂に掛け參詣人に拜せしむ而して其婦人の家を半田と曰ひしと云ひ或は福に如來を縫ひたるなりと云ふ者あるも其半田とは何時何れも住み居りし人なるや之を知るに由なく又其曼陀羅を見るに襦にあらすして帯なりしものゝ如し

佛法山 東漸寺 仙臺市南鍛冶町 住職 那波念西 副住職 那波游西

- 一宗派 眞宗大谷派 一本山 京都市大谷派本願寺 一本尊 阿彌陀如來
- 一本堂 九間半四面 一庫裏 間口五間奥行十二間 一境内 貳反貳畝拾八步
- 一墓地 四反四畝二十一步 一鐘樓 五坪貳合五勺 一什寶 弘法大師眞筆(經卷文句)
- 見眞大師眞筆(六字名號) 惠燈大師眞筆(六字名號) 伊達政宗卿眞筆(手翰) 同卿より拜領小袖(七條袈裟に加ゆ) 一什具 鐘(寶永三年鑄造) 半鐘(天保十五年鑄造)其他
- 一墓碑 金子長右衛門節繼墓(仙臺騒動忠臣) 那波幽齋墓(慶長元和醫師) 谷風棍之助碑(大力士) 達ヶ關森右衛門墓(力士) 佐藤琢藏墓(養賢堂教授) 齋藤勝朋墓(和歌及本草學家) 勘温遺德碑(筆名手) 大内新古墓(西南役戰死) 高橋健墓(征露病死) 横田勉治墓(征露戰死) 加藤米吉墓(同上) 庄司丑次郎墓(同)

上) 河野新左衛門(棚倉藩士)

- 一 檀家 小林仁右衛門 今野幸次郎 高田新兵衛 木村保之助(以上惣代) 大泉權太郎 大泉 多藏
- 大泉長右衛門 庄司 幸吉 小林 豊吉 菊池重左衛門 阿部庄左衛門 大泉圓之助 庄司桂次郎
- 庄司 喜助 近江徳五郎 小林 龜治 佐々木養吉 安田清之丞 安田幸三郎 庄司作次郎 南部 國吉
- 今野 利助 木村久兵衛 那波榮三郎 増澤新三郎 遠藤 助治 田中 善藏 若生安左衛門 大泉與吾七
- 細谷惣太郎 渡邊喜左衛門 吉藤 勉 柳橋 圓吉 庄司喜惣治 庄司多利藏 庄司庄五郎 大泉新次郎
- 那波 廣定 伊東陽之助 菊池 榮助 大泉長左衛門 佐藤倉之助 大泉 養吉 高橋源左衛門 高橋 駒吉
- 早坂 政吉 高橋清四郎 高橋 甚吉 高橋養治郎 早坂 友吉 早坂吉左衛門 近江 庄吉 小林 源藏
- 早川 久治 伊藤 まつ 大泉 清治 丹野 卯吉 和賀善十郎 齋藤左衛門 是川 源七 山田養之助
- 遠藤政太郎 今野 さん 阿部 忠藏 嶺岸 長助 金子長五郎 菊池權十郎 濱田利右衛門 庄司宗三郎
- 高橋 長八 戸田 良助 高橋 頼行 八木 吉次 高橋 誠 菅井 榮治 黒田七三郎 武田 幸七
- 小嶋 長藏 佐々木喜右衛門 井上源太郎 國分 庄吉 木村養三郎 大槻 榮治 今野重三郎 佐々木清治
- 中村 春茂 赤星 善治 鈴木喜代治 白石 長六 八巻善太郎 幕田 繁治 坂本 衍吉 嶺岸 徳治
- 鈴木 榮助 佐藤松之助 阿部 寅吉 金子方兵衛 菊池 ちよ 渡邊完六郎 梅津清七郎 佐藤 善八
- 木村 官治 坂本 實 外二百五十餘戸

由緒の寺院明細帳には「慶長十九年の創立にして本西和備開山なり」とあり○封内風土記には「佛法山東漸  
 寺は南飯治町に在り浄土真宗として京都東本願寺の末寺なり後醍醐成帝の慶長年中本西法師の開山なり本西  
 は最上出羽守義光の世臣にて藤原秀郷の後裔なる那波清盛氏の子にして三郎四郎重慶と稱す慶長五年(一  
 三三七年)九月上杉景勝其臣直江山城守兼頼をして最上を攻めしむ此時氏経は上山城に戦死し重慶は伊  
 と爲り本西と號し宮城郡利府北方森郷に來り居りしが後同郡置目邑に移住す慶長の季貞山君地を同郡少林  
 少森に闚て寺を建つ此地今は市店となる南飯治町是れ也」と有り○當寺開山本西上人は舊と城州那波郡伊  
 勢崎の城主なり故に俗姓を那波氏と云ふ故あり没落し上杉景勝を頼り奥州に來り後最上天童の城主に奉仕  
 せしが慶長中國亂に因りて天童家滅亡せしを以て宮城郡利府の上野多賀城主を頼り來り其客となり居りし  
 が信々世の無情を感じ是より出家せんとするの望みを起し那波家は其先願より真宗に歸依し居たるを以て  
 即ち眞門に出家得度して釋の本西と稱し利府の森に小庵を結ひ専任念佛の行を勤めて片時も怠ることなか  
 りしとなり○慶長六年の頃政宗卿仙臺に青葉城并に城下市街を建設せらるゝや四民諸方より集り來り貴賤  
 門戸を并べ寺院佛閣も亦盛んに經營せらる此の時に當り當山二代真西法師も城下に於て寺地を賜はり坊舎  
 を移し度旨を請願しければ慶長十二年の頃國分の内若森の西南に方る南飯治町の北裏に於て寺地を拜領す  
 時に金森照枝奉行として此事を取扱はる依て此所に北森より坊舎を移す然に本堂は南正面にして門前の通  
 路は茶畑に在り出入の便宜にからざるを以て通路を南飯治町へ切り開き度旨を請ひしかば折を見て昔聞ま

上) 河野新左衛門墓(棚倉藩士)

- 一檀家 小林仁右衛門 今野幸次郎 高田新兵衛 木村保之助(以上惣代) 大泉權太郎 大泉 多藏
- 大泉長右衛門 庄司 幸吉 小林 豊吉 菊池重左衛門 阿部庄左衛門 大泉圓之助 庄司桂次郎
- 庄司 喜助 近江徳五郎 小林 龜治 佐々木養吉 安田清之丞 安田幸三郎 庄司作次郎 南部 國吉
- 今野 利助 木村久兵衛 那波榮三郎 増澤新三郎 遠藤 助治 田中 善藏 若生安左衛門 大泉與吾七
- 細谷惣太郎 渡邊喜左衛門 吉藤 惣 柳橋 圓吉 庄司喜惣治 庄司多利藏 庄司庄五郎 大泉新次郎
- 那波 廣定 伊東陽之助 菊池 榮助 大泉長左衛門 佐藤倉之助 大泉 養吉 高橋源左衛門 高橋 駒吉
- 早坂 政吉 高橋清四郎 高橋 甚吉 高橋養治郎 早坂 友吉 早坂吉左衛門 近江 庄吉 小林 源藏
- 早川 久治 伊藤 まつ 大泉 清治 丹野 卯吉 和賀善十郎 齊藤兵左衛門 是川 源七 山田養之助
- 遠藤政太郎 今野 さん 阿部 忠藏 嶺岸 長助 金子長五郎 菊池權十郎 濱田利右衛門 庄司宗三郎
- 高橋 長八 戸田 良助 高橋 頼行 八木 吉次 高橋 誠 菅井 榮治 黒田七三郎 武田 幸七
- 小嶋 長藏 佐々木喜右衛門 井上源太郎 國分 庄吉 木村養三郎 大槻 榮治 今野重三郎 佐々木清治
- 中村 春茂 赤星 善治 鈴木喜代治 白石 長六 八卷善太郎 幕田 繁治 坂本 衍吉 嶺岸 徳治
- 鈴木 榮助 佐藤松之助 阿部 寅吉 金子方兵衛 菊池 ちよ 渡邊完六郎 梅津清七郎 佐藤 善八
- 木村 官治 坂本 賈 外二百五十餘戸

一由緒 寺院明細帳は「慶長十九年の創立にして本西和尚開山なり」とあり○封内風土記には「佛法山東漸寺は南鍛冶町に在り淨土真宗として京都東本願寺の末寺なり後陽成帝の慶長年中本西法師の開山なり本西は最上出羽守義光の世臣にて藤原秀郷の後裔なる那波將監氏經の子にして三郎四郎重廣と稱す慶長五年(三百七年前)九月上杉景勝其臣直江山城守愛績をして最上を攻めしむ此時氏經は上山城に戦死し重廣は僧と爲り本西と號し宮城郡利府北方森郷に來り居りしが後同郡霞目邑に移住す慶長の季貞山君地を同郡少林少森に賜て寺を建つ此地今は市店となる南鍛冶町是れ也」と有り○當寺開山本西上人は舊と城州那波郡伊勢崎の城主なり故に俗姓を那波氏と云ふ故あり没落し上杉景勝を頼り奥州に來り後最上天童の城主に奉仕せしが慶長中國亂に因りて天童家滅亡せしを以て宮城郡利府の上野多賀城主を頼り來り其客となり居りしが侍々世の無情を感じ是より出家せんとするの望みを起し那波家は其先祖より真宗に歸依し居たるを以て即ち眞門に出家得度して釋の本西と稱し利府の森に小庵を結び専修念佛の行を勤めて片時も怠ることなかりしとなり○慶長六年の頃政宗卿仙臺に青葉城并に城下市街を建設せらるゝや四民諸方より集り來り貴賤門戸を并べ寺院佛閣も亦盛んに經營せらる此の時に當り當山二代眞西法師も城下に於て寺地を賜はり坊舎を移し度旨を請願しければ慶長十二年の頃國分の内若森の西南に方る南鍛冶町の北裏に於て寺地を拜領す時に金森隱岐奉行として此事を取扱はる依て此所に北森より坊舎を移す然に本堂は南正面にして門前の通路は茶畑に在り出入の便宜しからざるを以て通路を南鍛冶町へ切り開き度旨を請ひしかば折を見て音聞よ



達す可き由金子和泉方まで通達ありしが其後太守當寺の東へ鷹狩に出られたる時當寺の近邊を跋躑せられ此寺は何宗なるやを尋ねらる金子和泉幸ひ随伴し居たれば當寺は眞宗東漸寺なりと答ふ因て和泉は豫て出願し置きたる門前の通路變換を音聞に達せり太守即ち其請を容れらる和泉奉行として繩を張り是より門を南鍛冶町に開き茶畑の通路を塞きたり○案するに明細帳に慶長十九年の創立とあるは創立にあらずして今の地に移りし時ならん何となれば同十二年の頃南鍛冶町の北裏にて寺地を拜領すと見ゆるは確實なる記録に因りしものよて十二年に地を賜はり是より徐ろに工事に着手せば同十九年の頃に至り落成し移轉し來りたるは相當の年月なりと思はるゝを以てあり次に風土記に本西は最上出羽守義光の世臣とあれども本西は全く城州那波郡伊勢崎の城主にて没落せしものなるは那波氏家系の示す所なれば果して此の家系と事實なりとすれば風土記に載する所は誤記なりと知る可し○當寺は享保十二年(百八十年前)と寶曆十三年(百四十四年前)の二度火災に罹れり何れも西隣泰心院より延焼したるものありと云ふ而かも兩度とも本堂庫裏より附屬建物までも焼失するに至れり寶曆十三年に火災に罹りたる時は當時の大檀家なる松屋吉兵衛と云へる者其頂上染師町に住み商業を營み居りしが直に見舞として金九拾兩を喜捨せらる因て當寺に於ては此金を以て先づ庫裏を建築せり今の庫裏は乃ち是れなり此時本堂建築に付ても檀家中に篤志者ありしならんも今は傳ふる所なければ記するに由なし因に記す文政三四年(八十五六年前)の頃大火あり田町荒町方面より南鍛冶町へ延焼し來り延焼し去る火勢は頗る猛烈にして當寺先住住西師か幼少にて當寺の本堂も在り

其有様を見居たるに當寺の門前なる鍛冶町を猛火の東方に襲ひ行く勢ひは赤き水が街上を高く流れ行くが如くなりしと故に消防其他の人々は街路を通行する能はざるより毘沙門堂境内より泰心院に出て當寺より夫より茶畑に出て通行せりと然れども此時は當寺も泰心院も無事あるを得たりと云ふ○明治十九年日本鐵道會社に於て線路を當寺の墓地に布かるゝこととなりしを以て墳墓二百五六十を改葬し其供養を營めり而して墓地は南北の兩區に切斷せらるゝに至れり○明治二十年四月宮城縣令を以て當寺の境内には火葬したる者の外は死体を埋葬することを禁止せらる○明治二十五年に至り本堂庫裏等大破せるを以て大に檀家の喜捨を求め大修繕を施せしに其經費壹千餘圓を要せり當時多額の寄附者は小林仁右工門今野幸治郎大泉喜多助(五十圓宛)大泉長右工門木村ゑい(卅圓宛)庄司幸吉大泉多藏(廿五圓宛)等の諸氏なりとす

一什資 當寺什資中伊達政宗卿より拜領せし小袖は寛永十三年五月同卿の遠逝せらるゝや忠宗卿より當山二世眞西法師より同卿の片身として紀念の爲に下し賜はりたるものなり當寺に於ては其の榮譽を彰表せんが爲め之を七條袈裟に改製し代々之を儀式の際に用ひ居りしが數代を経るに従ひ切れ損じて其用をも爲し難きを以て目今よては只紀念として保存し置くのみなり

一傳記 金子長右工門節繼は初の名と安繼と云ひ年十六歳にして太守綱村卿に仕ふ太守は年僅に二歳の秋なり此の時に方り伊達兵部原田甲斐等隱謀を逞ふし太守の身邊頗る危険の虞あり長右工門身を挺して捍護の任に當る故に盡忠録にも「金子長右工門節繼平賀源藏某は幼主を護衛し晝夜其側を去らざる十數日」と載

せわし延寶三年(二百卅二年前)の夏太守長右工門の忠節を賞して節の一字を賜ふ長右工門乃ち拜受して以て諱の字とし是れより節繼と改む此の夏太守は倍従して日光に參詣し旨あり黄金若干を賜はる是を近侍に金を賜ふの始めとす延寶五年の夏太守婚姻の時現興の右側に供奉す此時も功を賞して采邑を増賜せらる其後評定所問注の議を兼ね國政の席に陪す元祿四年(二百十六年前)の春再び功を賞して采邑を重ね賜はり都て三百石に至る同七年の夏老を告げ冠を掛け薙髮して名を野水居士と號し茅を城北の八幡山の麓に結び詩を吟じ歌を詠じ以て懷を述べ正徳六年(百九十一年前)正月十三日を以て病歿す其後裔を方兵衛氏と云ひ今や南町に住し洋服仕立業を營めり○谷風梶之助は安永より天明寛政に至る殆んど二十年間の大力士あり宮城郡霞目金子彌右工門の長子なり幼名を與四郎と云ひ九歳よして能く五斗米を負ひ行くこと數歩に及ぶ里人驚嘆して神童と爲す十九歳にして力士と爲り秀の山と稱し達ヶ關と更め後谷風と云ふ二十歳にして大關となり寛政元年には横綱の免許を授けられ寛政三年には將軍のト覽相撲を勝ち懸弧を賜はり雄名海内に震ふ寛政六年再び上覽相撲に勝ち褒賜せらるること舊の如し是に於て乎海内無雙の名天下に溢る嘗て横綱を免許せられ其翌年京都に上るや其姓名九重に達し其技を天覽も供するの榮を辱ふす蓋し異數ありと云ふ寛政七年正月病歿す時に年四十六歳なり其傳は新井義路の撰する所の碑文及内藤伊狂の著はす所の谷風叢話に詳かなり

本書編輯凡例

一 本書發行ノ主旨ヲ發行シ豫約ヲ募集スルヤ其ノ名稱ヲ神社一覽寺院一覽ト題セリ然ルニ此ノ一覽ナル名稱ハ一覽表ナルカノ如ク速丁セラレ此名稱ハ往々ニシテ誤解ヲ招クノ基因トナリタレバ則チ今回本書ヲ發行スルニ當リ神社明鑑寺院明鑑ト改題セリ其ノ名稱ハ變更スルモ其ノ實體ハ變ニ發表セシ所ノ主旨中ノ編輯項目ニ對シテ何等異ナル所ナク寧ロ項目ヲ増セシ所アリ只々多クノ人ノ誤解ヲ避ケンガ爲メニ改名シタルニ過キザルナリ

一 本書ハ編輯ヲ簡易ニシ宮城縣内ヲ一冊トシテ發行スル見込ナリシガ一たび神社寺院ヲ叩キ諸書ヲ參考シ筆ヲ執リテ編著ニ着手スルヤ由緒中ニハ獨リ其ノ緣起ヲ記述スルニ止マラズ沿革ヲモ記シ置クノ須要ナルヲ認メ什寶名物ノ如キモ單ニ其ノ名稱ヲ掲ケ置クノミナラズ其ノ由來ヲモ記述セザル可ラズ況ンヤ名士ノ墓碑ヲ載録スル時ハ其ノ傳記ヲモ併セラ載録スルノ要アルニ於テオヤ是レ仙

臺市ノミニテモ數卷ニ分冊シ從テ編著ヲ了レバ從テ發行スルノ方針ヲ執ルコト、セル所以ナリ

一 由緒ハ神社寺院明細帳ト封内風土記ノ二書ニ據リ其ノ載スル所ヲ其ノ儘本書ニ轉載セリ是レ明細帳ハ縣廳其ノ他ノ官公衙ニ在ルモノト風土記ニ在ルモノトヲ其儘ニ覽ルヲ得セシメンガ爲メナリ然ルニ明細帳ト云ヒ風土記ト云ヒ其ノ記スル所甚タ簡略ニ失スルノミナラズ誤謬ノ点モ亦タ少カラズ因テ著者ハ右ノ兩書以外ニ諸書ヲ參考シ詳述スル所アリ且ツ誤謬ヲ正サンコトヲ期セリ但シ著者學淺ク考証足ラズシテ或ハ正ヲ誤トシ或ハ誤リニ重ヌルニ謬リヲ以テスルカ如キ所アルモ知ル可ラズ是等ハ謹テ識者ノ高教ヲ受ケ本書ノ補遺ヲ以テ之ヲ正誤ス可シ世ノ識者幸ニ高教ヲ垂ル、ノ勞ヲ惜ム勿カラシムコトヲ祈ル

一 神社寺院ノ内或ハ廢寺トナリ或ハ衆庶ノ參拜ヲ許サザル神社モ其ノ緒由沿革ノ記シ置ク可キモノアル時ハ之ヲ掲ケ置クコト、セリ本書ニ掲ケシ所ノ新弓町八幡神社

ノ如キ是レナリ

一 神社寺院ノ編次順序ハいろは順トシ仙臺市ハ南東方ヨリ掲ケ漸次西北方ニ及ボセリ而シテ「ハウ」ト「ホウ」ノ如キ「トウ」ト「タウ」ノ類ノ如キハ同所ニ入レ置クコト、セリ

一 什寶墓碑ハ年代ノ早キモノヨリ掲クルコト、シアルモ間々順序ヲ失シ居ル所ナキニアラズ檀家信徒ハ惣代ヲ最初ニ掲クル様ナシアルモ其ノ他ノ人名ハ見ルニ從ヒ聞クニ從ヒ筆記シタルモノナレハ順序ヲ正スノ暇ナク掲載セリ檀家及信徒諸氏幸ニ此ノ意ヲ諒シ感ヲ惡フスル勿レ

一 開山開基及住職ノ傳記ハ由緒ノ内ニ入レ置クコト、セリ是レ其ノ由緒ニ關係ナキ事實モ其ノ由緒中ニ見ルヲ便トスレバナリ

一 傳記ハ墓碑ノ説明トシテ掲クルモノナレバ墓碑ノ内ニ掲ケアルモノハ悉ク其ノ傳記ヲ掲載スル筈ナルモ調査未成ノ分ハ今回ノ印刷ニ掲クル能ハザルモ他日調査ヲ了セ

ル曉ニハ本書ノ補遺ニ載スルコト、セリ

一 神葬祭儀葬式又ハ基督教ニ依リ葬リタルモノ、如キハ固ヨリ檀家ニアラザルモ其ノ寺院ノ墓地内ニ在ルモノハ檀家ノ内ニ混同シテ掲ケ置クコト、セリ

一 由緒中ノ括弧内ニ何年前ト掲ゲアルハ年號ノミヲ見テハ何年前ノ事ナルカ一見シテ其ノ新古ヲ知り難ケレバ容易ニ共ノ年代ヲ知ラシメンガ爲メニ掲ゲ示シタルモノニシテ本年即チ明治卅九年ヨリ溯リテ計算シタルモノナリ

一 編者學淺ク識疎ニシテ加フルニ材料ノ不備ナルト資力ノ缺乏セルトハ完全ノ著述ヲ出版シ能ハザルヲ以テ最後ニ「神社又ハ寺院明鑑補遺」ト題スル

一 卷ヲ著シ既ニ出版セル所ノ遺漏不備ヲ補ハントス讀者請フ本書ハ補遺ノ出版ヲ以テ始メテ完備スルモノト諒セラレヨ

神社寺院明鑑補遺  
卷之五  
神社寺院  
一 神社  
二 寺院  
三 墓地  
四 遺蹟  
五 其他  
六 附録  
七 索引  
八 後記  
九 謝辭  
十 出版者  
十一 印刷者  
十二 發行者  
十三 經銷者  
十四 廣告  
十五 雜項

ノ如キ是レナリ

一 神社寺院ノ編次順序ハいろは順トシ仙臺市ハ南東方ヨリ掲ケ漸次西北方ニ及ボセリ而シテ「ハウ」ト「ホウ」ノ如キ「トウ」ト「タウ」ノ類ノ如キハ同所ニ入レ置クコト、セリ

一 什寶墓碑ハ年代ノ早キモノヨリ掲クルコト、シアルモ間々順序ヲ失シ居ル所ナキニアラズ檀家信徒ハ惣代ヲ最初ニ掲クル様ナシアルモ其ノ他ノ人名ハ見ルニ從ヒ聞クニ從ヒ筆記シタルモノナレハ順序ヲ正スノ暇ナク掲載セリ檀家及信徒諸氏幸ニ此ノ意ヲ諒シ感ヲ惡フスル勿レ

一 開山開基及住職ノ傳記ハ由緒ノ内ニ入レ置クコト、セリ是レ其ノ由緒ニ關係ナキ事實モ其ノ由緒中ニ見ルヲ便トスレバナリ

一 傳記ハ墓碑ノ説明トシテ掲クルモノナレバ墓碑ノ内ニ掲ケアルモノハ悉ク其ノ傳記ヲ掲載スル筈ナルモ調査未成ノ分ハ今回ノ印刷ニ掲クル能ハザルモ他日調査ヲ了セ

ル曉ニハ本書ノ補遺ニ載スルコト、セリ

一 神葬祭儒葬式又ハ基督教ニ依リ葬リタルモノ、如キハ固ヨリ檀家ニアラザルモ其ノ寺院ノ墓地内ニ在ルモノハ檀家ノ内ニ混同シテ掲ケ置クコト、セリ

一 由緒中ノ括弧内ニ何年前ト掲ゲアルハ年號ノミヲ見テハ何年前ノ事ナルカ一見シテ其ノ新古ヲ知り難ケレバ容易ニ其ノ年代ヲ知ラシメンガ爲メニ掲ゲ示シタルモノニシテ本年即チ明治卅九年ヨリ溯リテ計算シタルモノナリ

一 編者學淺ク識疎ニシテ加フルニ材料ノ不備ナルト資力ノ缺乏セルトハ完全ノ著述ヲ出版シ能ハザルヲ以テ最後

ニ「**神社又ハ寺院明鑑補遺**」ト題スル一卷ヲ著シ既ニ出版セル所ノ遺漏不備ヲ補ハントス讀者請フ本書ハ補遺ノ出版ヲ以テ始メテ完備スルモノト諒セラレヨ

拜啓今般小生本書ヲ編輯スルノ趣旨ハ全ク緒言ニ申述候通りニ有之候得バ可成其神社寺院ノ光彩ヲ發揮スル様

致度候間右緒言ノ趣旨ニ御賛同被成下候神社寺院ハ勿論其他ノ諸君ニテモ本書編輯ノ資料トナル可キ事柄ハ何事ニテモ宜敷候間細大漏ラサズ御寄贈被下候カ又ハ御來臨御話シ被下候様切望仕候尤モ小生ハ編輯資料蒐集ノ爲メ是迄ノ通り神社寺院其他ヲ御訪問可仕見込ニハ有之候得共都合ニ依リテハ其事ニ及ヒ兼候場合モ可有之又御訪問仕候ニモ御寄贈ノ資料閱覽ノ上伺上候様ナレバ特更ニ精密詳細ヲ悉シ遺漏ナキヲ得ベント存候間編輯資料トナルヘキモノハ何事ニテモ宜敷候間續々御寄贈被成下度候也

明治卅九年十一月 日

内 藤 穆 堂

神社神職各位  
寺院住職各位  
其他贊同各位

追テ編輯記事ニモ申述置候通り編輯印刷後ニ於テ誤謬ヲ發見シ又ハ遺漏シアル材料ヲ蒐メ得タル時ハ更ニ之ヲ編輯シテ何明鑑補遺ト稱シ最後ノ一卷ト可仕見込ニ付御寄贈可被下資料ハ己ニ印刷済ノ神社寺院ノ分ニテモ宜敷候也

尙ホ小生ハ他出多ニ付御來臨ノ際ハ前以テ御一報ヲ願上候サスレバ他出ヲ見合セ待上居候也

# 珍ラシキ墓ト塚ト塔

宗禪寺ニ**不是人間塔**アリ當地ニハ有名ナルモノナレバ其ノ由來ヲ説ク者多シト雖モ當市寺院中ニモ之レニ類スル所ノ**不是人間ノ墓**アリ即チ**鯉ノ墓**ノ如キ**猫ノ塚**ノ如キ**犬ノ塔**ノ如キ**鷹ノ塚**ノ如キ其ノ由來因縁ヲ探クレバ其ノ事實頗ル面白ク單ニ珍説奇聞トシテ之ヲ傳フルモ興味ノ津々タルモノアリ況ンヤ其ノ事柄ハ傳ヘテ以テ世ノ鑑戒ト爲スニ足ルモノアルニ於テオヤ當市寺院ニ於ケル珍説奇聞ハ豈ニ之レノミニ止マランヤ而カモ**三百年ノ昔**時ニ於テ**朝鮮婦人**ノ墓アルガ如キ亦タ**珍珍**ナルモノニアラズヤ明治ノ今日ナラバサホド珍ラシキ事ニ思フ事實ニアラザルモ交通不便ノ三百年前ニ於テ而カモ婦人ノ身トシテ遠ク仙臺ニ來リ住ミ遂ニ仙臺ノ土ニ化スルニ至レリト云フニ至リテハ何人モ不思議ノ感ヲ起スヲ免カレズシテ其ノ何ノ爲メニ來リシヤヲ聞カンコトヲ望ム所ナル可シ編者ハ今ヤ其ノ**墓ヲ掘**リテ朝鮮婦人ヲ呼ビ起シ今ヨリ三百年前ニ於テ何故ニ仙臺ニ來リテ死セシヤヲ問ヒツ、アリ其ノ**塚ト塔ト起**シテハ猫ト鯉トハ何ノ爲メニ其ノ**姿ヲ石ニ刻セラレ**塚トナリ墓トナリシヤ犬ト鷹トハ何ノ爲メニ塔ト塚トヲ築キカレシヤヲ尋テツ、アリ是等ノ原稿ハ最早編者ノ几案ニ積ンデ推キヲ爲セリ故ニ其珍説奇聞ハ是ヨリ續々發行スル所ノ本書ニ收録シ大方ノ讀者ト好事家トニ告白シ其ノ之ヲ知ラル、ノ曉ニハ其ノ幽魂ヲ吊慰セラレンコトヲ希望スル所ナリ

## ◎序文題詠

に關する御断り

神社明鑑の表紙には和達佐々木両君の外より一條君の序文鈴木君の題詠を掲載することに記し置き寺院明鑑の表紙には早川三好の両君並に木村師の題詠の外に瀧戸師の序文をも掲載することに記し置きしも實際一條鈴木の両君并瀧戸師の分不備なりしは是等の諸君よりも寄贈せらるゝの約ありしを以てこゝに掲げ置きしが其寄贈遅引し本巻の發行に間に合はざりしを以て次巻に掲載することに、せり本書購讀家各位幸よ之を諒恕せられんことを望む

明治三十九年十一月二日印刷

明治三十九年十一月吉日發行

穆堂居士

著作兼 發行者 内藤彌一郎

仙臺市東八番丁廿二番地

印刷者 郷家忠亮

仙臺市柳町卅一番地

印刷所 江馬活版所

仙臺市國分町百四十三番地

發行所 耕文堂

仙臺市東八番丁廿二番地

187  
450

187  
450

### ◎序文題詠

に關する御斷り

神社明鑑の表紙には和達佐々木兩君の外より一條君の序文鈴木君の題詠をも掲載することに記し置き寺院明鑑の表紙には早川三好の兩君並に木村師の題辭の外に瀧戸師の序文をも掲載することに記し置きしも實際一條鈴木の兩君并瀧戸師の分不備なりしは是等の諸君よりも寄贈せらるゝの約ありしを以てこゝに掲げ置きしが其寄贈遅引し本巻の發行に間に合はざりしを以て次巻に掲載することゝせり本書購讀家各位幸よ之を諒恕せられんことを望む

明治二十九年十一月二日印刷  
明治二十九年十一月廿一日發行

穆堂居士

著作兼 發行者 内藤彌一郎

仙臺市東八番丁廿二番地

印刷者 郷家忠亮

仙臺市柳町卅一番地

印刷所 江馬活版所

仙臺市國分町百四十三番地

發行所

耕文堂

仙臺市東八番丁廿二番地

